

令和6年第2回睦沢町議会定例会会議録

令和6年6月5日(水)午前9時開会

出席議員(12名)

1番	田中リエ	2番	三橋優一
3番	松島和子	4番	島貫孝
5番	小川清隆	6番	久我眞澄
7番	伊原邦雄	8番	田邊明佳
9番	中村勇	10番	市原重光
11番	米倉英希	12番	麻生安夫

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	鈴木政信	企画財政課長	石井威夫
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	秦悦子
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子
企画財政課主査兼財政班長	伊丹徳重	教育課長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹(指導主事)	藤田英和
睦沢町農業委員会事務局長	御園生憲利	選挙管理委員会書記	鈴木政信

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村年孝	書記	山本祥
------	------	----	-----

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における 2025 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1 号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 3 号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 9 議案第 1 号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 睦沢町浄化槽維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 3 号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 令和 6 年度睦沢町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 6 号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 報告第 1 号 令和 5 年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 17 報告第 2 号 令和 5 年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生安夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（麻生安夫君） 日程に入る前に、久我真澄議員から、前回、第1回定例会本会議中での発言について説明したいとの申出がありましたので、これを許します。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 自席からということによろしいでしょうか。

ただいま議長の言われたことに対してご説明いたします。

前回、令和6年第1回議会定例会の新年度予算の総括質疑で、私の発言の中に「部落」という発言がございました。

私が発言した「部落」は「地区」を示すものでございますので、議員各位におかれましては、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ただいま久我真澄議員から、総括質疑での「部落」という発言について説明がありました。「部落」という発言は不適切であるので、以後、議員各位におかれましても、気をつけていただきますようお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和6年1月分から令和6年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（麻生安夫君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月20日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） ご報告申し上げます。

去る5月20日に、麻生議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和6年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。

議案等については、陳情2件、承認3件、議案6件、報告2件、諮問1件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

本日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は、協議の結果、本日1日限りとしていたしました。

日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。

続いて、日程第5といたしまして、一般質問を行います。

その後、日程第6から日程第8までは、専決処分の承認について審議をお願いいたします。

日程第9から日程第15までは、条例の一部改正、補正予算、人事案件について審議をお願いいたします。

最後に、日程第16及び日程第17といたしまして、報告2件を予定いたしました。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さんの格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（麻生安夫君）　ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君）　皆様、おはようございます。

令和6年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、日頃から町の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

今年は、例年に比べ梅雨入りが遅れておりますが、山林や水田などの緑は一層深みを増し、まさに睦沢町のイメージカラーとも言うべき緑に覆われてきたところでございます。

さて、令和6年度の各種事務事業も順調にスタートをしております。私の町長としての任期も残り僅かとなりましたが、私は町長就任以来、これまで町民の皆様と直接向き合い、対話を重ねてきた中で、町民の皆様の方こそが睦沢町の最大の財産であると、より強く実感しているところでございます。

「第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における睦沢町の目指す将来像は、『今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ』であります。このフレーズは、将来にわたって本町で生まれ育つ住民の皆様はもちろんのこと、睦沢町に関わる全ての人が住み続けたい、訪れたいと思えるような暮らしを送ることが出来、町民誰もが町を誇りとし、夢や希望を抱き、元気に活躍し学び続けられる持続可能なまちを目指すものであります。

全ての町民が安全で安心して心豊かに暮らせる社会の実現に向け、止まることなく取り組んで参る所存でありますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜るとともに、より一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、専決処分承認が3件、条例の一部改正が4件、一般会計補正予算、そして人事案件2件、報告が2件でございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いをいたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の行政報告を行います。

去る5月28日、茂原警察署長及び長生郡市7市町村長の連名により、安全・安心まちづくり宣言が調印をされました。

この安全・安心まちづくり宣言により、茂原警察署と茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町は、安全・安心のまちづくりの実現に向けて協力をいたすこととなります。具体的には、一つ、各種犯罪の防止活動の推進、一つ、各種災害対策の推進、一

つ、交通事故防止対策の推進、一つ、電話d e 詐欺の被害防止に向けた取組の推進、最後になります。一つ、地域住民と力を合わせて、安全・安心なまちづくりの五つについて、改めてお互いが協力して参るものでございます。

次に、企画財政課所管事業となります川島グリーントウンの進捗状況についてご報告させていただきます。

令和5年8月に着手した敷地造成工事については、台風13号の災害復旧作業を優先させたことから工期を延長しておりましたが、区域内道路や分譲区画の整地、ガス・水道の引込みなどは5月末をもっておおむね完了をいたしました。今後、電線・電話線の引込みのための工事を予定しております。工事につきましてはN T Tが施工いたしますが、6月中旬から着工し、8月末に完了する見込みであります。

そして、分譲のスケジュールでございますが、販売促進、販促チラシの新聞への折り込みや、町ホームページなどにより十分な周知を図った上で、9月中旬に現地見学会を実施し、10月から申込みの受付を開始する予定であります。

次に、健康保険課所管の事務事業の行政報告をいたします。

熱中症による健康被害の発生を防止するため、本町では、冷房設備を備えている役場庁舎、道の駅むつざわ・つどいの郷、上市場観光交流センターぶらっと、k i tみずさわの町内4箇所を熱中症特別警戒アラートが発表されたときなどに、一般の方に開放し、暑さをしのぐ場所、クーリングシェルターに指定をしたところでございます。

クーリングシェルターは、誰でも休息出来る場所ですので、町民の休息場所として開放されることにより、高齢者などの熱中症弱者にも優しい施設になっております。ご活用をお願いするものでございます。

次に、産業建設課所管のみどりの広場の運営状況についてご報告をいたします。

町民優先で3月20日に一足早くプレオープンしてから2か月余りが経過をいたしましたところでございます。天気のよい週末には、駐車場が満車になるほどの盛況ぶり、子どもたちの元気な声がグラウンドいっぱいに響いているところでございます。また、4月14日に開催した誕生祭では、スポーツ体験やご当地キャラクターとの触れ合い、さらには特別ゲストを迎えた中で、町内外から1,000人を超える来場客で大いに盛り上がったところでございます。

多くの来場者からは「遊具が充実していて楽しい」「近くに遊び場が出来てうれしい」「また来たい」との高い評価の声をいただいているところでございます。

一方で、2か月間運営してきた中での課題や建設的な意見もいただいておりますので、今

後、改善策を講じながら、末永く町民に愛される施設を目指していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをするものでございます。

以上、私からの挨拶と行政報告といたします。どうぞ、本日の議会定例会よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生安夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。7番、伊原邦男議員、8番、田邊明佳議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（麻生安夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題としました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会での決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第4、陳情第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会での決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で

決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書採択」に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(麻生安夫君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

なお、発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回以降は、大項目ごとに一問一答で行います。また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。

質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については議員、執行部ともに自席で行ってください。

発言時間は従来のとおり60分です。

それでは、通告の順に従い順番に発言を許します。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（麻生安夫君） 最初に、8番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い発言いたします。

一つ目、まちづくりについて。

民間の有識者による人口戦略会議が4月、将来消滅する可能性のある自治体名を公表いたしました。睦沢町は、今回、消滅可能性自治体から外れました。これまで町が取り組んできた施策の成果とも考えられますが、高齢化率は40%を超え、人口においては県内でも下位に属する現状において、外れたとはいえ、まだまだ将来に安心出来る状況ではないと思われませんが、町としてこの結果をどう捉えるか、見解を伺いたいと思います。

また、この町の中でも人口は地域によって差があり、減少が顕著に見られる、またはそのことが予想される地域があることはご承知かと思いますが、そういった地域の問題は、次に質問します防災にも深く関わって参りますが、まず、その地域から先に、現在各区を通して町民の皆様にご協力いただいている事業などが、立ち行かなくなることが考えられます。また、環境整備、防災での問題、民生委員や農業委員、消防団などを始めとした役職への成り手がその地域から先にいなくなることも考えられます。

そういったことから、消滅可能性自治体から外れたとはいえ、地域によっては依然として厳しい状況であると言えます。町はそういった地域への対策をどう考えているのか。どう町内でバランスを取っていくのか、考えを伺いたいと思います。

二つ目、防災について。

以前より他の方も、私も質問させていただいております自主防災組織について質問させていただきます。

町内における自主防災組織は、その地域の自主防災組織ごとにと取組に差があると思いますが、町として、その活動の地域差をどう埋めていくのか、伺いたいと思います。例を挙げますと、災害が起きた場合、まず誰がどこで何をするか、どう避難するか、自助・共助とは何か、基本的なことが住民に認知されずにいる地域もございます。団塊の世代が後期高齢者になり、色々と難しい時代に入って参りますが、まず住民の皆様の生命・財産を守る努力を我々はしなければなりません。災害についても種類があり、町では水害、地震災害が現実的かと思いますが、アプローチの仕方も違って来るかと思いますが、活動の差が致命的にならないよう差を縮めていかなければならないと思いますが、現在の進捗状況を伺いたいと思います。

また次に、茂原市の水害時にも消防団の皆様のご活躍があったと聞き及んでおりますが、睦沢の災害時における消防団との連携と考えられる役割を伺いたいと思います。

最後に、道の駅について。

新たな道の駅がオープンして5年が経過いたしますが、管理において、イメージダウンが心配される話を利用者、関係者から聞いておりますが、町は把握しているのでしょうか。例を申し上げますと、男子トイレで長く使用が出来ていない箇所がある。時たま売場まで異臭がする。周辺の雑草が繁茂したまま、雨漏り、裏のマンホールから水中ポンプでくみ上げ排水に直接流していたなど、また、裏口の側溝の蓋が全面破損がひどく危険、これは先日直していたようですが、破損の期間は長かったと私も記憶しております。全て道の駅として好ましくない事例かと思いますが、町は把握しているのでしょうか、伺いたいと思います。

また、健康支援型道の駅として、国土交通省から重点道の駅として選定されておりますが、その役割と、真に町民のための施設として運営されているのか、伺いたいと思います。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

1、まちづくりについて。

消滅可能自治体から外れたが、町としてこの結果をどう捉えるか。また、外れたとはいえ、町内では人口差があり、減少が顕著な地域もある。町はその地域への対策をどう考えるかについてであります。4月24日に経済界有志らでつくる民間組織、人口戦略会議が発表した令和6年地方自治体持続可能性分析レポートで、20歳から39歳までの若年女性人口に着目し、2020年から2050年までの間に若年女性人口の減少率が50%以上となる自治体を消滅可能性自治体としているものであります。

この分析レポートによりますと、本町は、自然減対策と社会減対策の両方が必要であるとされながらも、10年前のレポート時では消滅可能自治体となっていた状況から脱し、多少上向きの評価となったところでございます。

町としてこの結果をどう捉えるかでありましたが、あくまで民間組織が発表しているレポートでありますので、そのことに一喜一憂することはございませんが、本レポートの分析に取り立てて誤りが認められるわけでもありませんので、私としてはこの分析結果を真摯に受け止めることとしたいと考えております。

なお、前回の消滅可能性自治体から今回脱却した要因としては、本町がこれまで取り組ん

できました若者定住施策の成果が出たものであると捉えておるところでございます。

また、外れたとはいえ、町内では人口差があり、減少が顕著な地域もある。町はその地域への対策をどう考えるかについてでございますが、人口減少率を見ますと、瑞沢地域のほうが人口減少率は顕著に高くなっていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

先程申しましたが、今般の消滅可能性自治体から外れたということは、これまでの若者定住施策の効果があったという証左であると考えております。今後も財政や町全体のバランス、また、住民一人一人の暮らし、幸福など多面的に物事を捉えて必要な施策を行って参りたいと考えておりますので、ご理解、またご意見を賜りますようお願いをするところでございます。

次に、2、防災についてお答えをいたします。

1点目の自主防災組織ごとにと組に差があると思うが、町として、その活動の地域差をどうしていくのかということですが、本町にある16の自主防災組織は、現実的な課題として、議員お見込みのとおり、と組の体制が整っているところと、まだ具体的な体制が取れていないところがあるのは事実のところでございます。

自助・共助・公助の共助に当たる部分が自主防災組織の活動になりますので、大規模な災害が発生した場合には、公助となる町の支援活動に当たっては、職員の数も限られている中で、職員自身が被災を受けている場合なども考えられます。そのような不測の事態には、行政機能の低下に加え、人命救助等の応急措置の実施状況などによっては、災害発生後数日間は地域に十分な支援を行うことが難しい場合も想定をされるところでございます。もちろん体制が整い次第、支援に入ることになりますが、その間は自主防災組織の活動が非常に重要になると考えております。また、地震や豪雨など、災害はそのときの状況によって異なりますので、臨機応変に対応していくことも重要であります。

このような状況になった場合、体制が整っている組織とそうでない組織では、いざというときの心構えが違いますので、その活動に大きな違いが出てくるものと思われま

自主防災組織の活動の地域差を埋めていくためにも、いま一度、自主防災組織の役割などの講義を始めとする研修会の定期的な実施や、指導的役割を担う災害対策コーディネーターなどの育成について、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

次に、2点目の災害時における消防団との連携と役割をどう考えているかについてですが、まず、消防団の地域での位置付けというか、役割を考えてみますと、消防団は地域に最も密着した存在であり、公助の側面とともに共助の側面も有していると思

ろでございます。

これは、町や常備消防などの行政機関とのつながりはもちろん、地域住民とのつながりもあるということになります。

このことを前提にご答弁させていただきたいと思います。

まず、地域防災計画において、災害対策本部の組織体制として消防第5支団は消防団という位置付けの中で4項目の役割がございます。震災、風水害ともに初動での対応として、救急救助業務に関する事、火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事、そして被災後の対応として、被災者の救助・救出に関する事、被災地の警備・警戒に関する事となっております。

また、災害対策本部が設置され、第3配備体制が敷かれた場合には、消防第5支団長を始めとする消防団役員は、災害対策本部の各班や係との連絡調整、必要に応じて消防団員の参集を行うとともに指揮命令系統や実施体制を確立し、状況に応じて初動での対応として、救急救助業務に関する事、火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事を行うことになっております。

今までに、本部長から支団長に指示されたものとしたしましては、消防団員は参集命令があるまで待機するという場合がほとんどであります。昨年の9月8日の台風13号の接近の際には、午後から団員の皆様に警戒——これは町内の巡回に当たってもらいました。平日での参集ということもあり、消防団員125人のうち34人の団員の出勤となりましたが、町民の安心・安全に寄与していただきました。深く感謝を申し上げます。

しかしながら、災害活動時の安全を確保する観点から言えば、消防団員を含めた全ての人、まずは自分の命を守る行動を最優先すべきであり、消防団員も災害活動において命の危険にさらされるようなことがないように指示を出すことが、本部長としての責務の一つだと思っております。

消防団員が自らの命を守ることが、その後の活動において多くの命を救う基本でありますので、職員もそうありますが、消防団員にも、そのところについては十分な説明をさせていただきたいと思っております。

なお、団員全員が災害時における消防団の役割を理解しているかと言えば、改めて個々の団員への周知は行っておりませんが、これから支団を通じて周知をさせていただきます。

また、先程申し上げましたように、消防団は地域に最も密着した存在であり、公助の側面とともに共助の側面も有しているということで、消防団はそのつなぎ役といった役割もあり

ますので、地域住民と消防団の活動を理解することが出来れば、防災活動、消防団や自主防災組織の活動にも参加しやすくなりますし、そうなれば、あらゆる場面においても、被害を最小限に抑えることが出来ると思いますので、そのあたりのところも機会があるごとにお話をさせていただきます。

まとめませんが、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、3、道の駅についての質問にお答えをさせていただきます。

1点目の新たな道の駅がオープンして5年経過するが、管理においてイメージダウンが心配される話も聞くが、町は把握しているのかについてですが、むつぎわスマートウェルネスタウンの管理状況については、定期的な打合せや報告により情報を共有しているところでございます。

先程、議員のご指摘の点、るるありますが、温浴施設のトラブルが一番大きいのかなと思っております。かん水を戻す送水ポンプの不具合、具体的には汚れ等による送水管の詰まりが原因で水があふれたものとなります。これについては、点検業者を増やし、再発の防止を図っておるところでございます。その他、営業していく上で色々なトラブル等がありますが、指定管理者との連携を密にして、迅速に対応出来る体制を取り、悪いイメージがつかないようにして参りたいと改めて考えているところでございます。

次に、2点目の健康支援型道の駅として、国土交通省から重点道の駅に選定されているが、その役割と真に町民のための施設として運営されているのかについてお答えをさせていただきます。

スマートウェルネスタウンは平成27年1月に重点道の駅に選定され、その後、令和元年9月から施設の運営を開始しているところでございます。道の駅の役割である道路利用者が24時間利用出来る駐車場やトイレといった休憩機能、道路情報や観光情報などを発信する情報発信機能、直売所やレストランといった地域連携機能に加え、健康支援型道の駅として健康に必要な要素を取り入れた施設づくりや産業の活性化、雇用の創出、関係人口・交流人口の拡大、災害などの緊急時のバックアップ体制の構築、地方創生のさらなる推進といった役割を担っておるところでございます。

町民のためということでは、開業からこれまでの間、町内で活動する団体や中学校の吹奏楽部などと協力し、おでかけ健康フェスタの開催や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の健康貯きんクラブや子育てサークルの活動の場として、つどいのハコを利用いただくなど様々な年代の方が活動出来る場所として利用されておるところでございます。

また、温浴施設の利用料や直売場等への出荷手数料を優遇すること、入り口付近の販売スペースを優先するなど、町民が利用しやすい環境を整えておりますとともに、今年度からはクーリングシェルターとして指定することで、より町民に寄り添った施設としているところでもあります。

今後も日常的に利用する町民が一人でも多くなるよう努力して参りますので、ご理解のほど、また、ご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 1回目のご答弁に関してでございますが、民間組織でありますので、分析結果を、それに捉われることなく真摯に受け止め、進んでいくとおっしゃられておりましたが、実際、私は濁していたんですけれども、町長ははっきりと瑞沢地区とおっしゃれましたが、そのとおりでございます。確かにどんどん減っておりますし、活気もなくなっているやに思われます。私もどうしたものかと、何をどうしていけばいいのかなと考えているところでございますが、以前、土地利用計画で魅力的な町の形成を行うための五つのゾーン分けの設定がされましたが、その後の進展はいかがなものでしょうか。そのときまだ設定の段階であるとお話でしたので、そのときも、実際問題として減少が大きいところ、見込まれる地域についてはなかなか厳しい、打つ手がなかなかないようなゾーン分けであったような気がいたしますが、その後、何かいい進展があったのかどうか聞かせていただきたいと思っております。

人口を増やす、減らさないというお話になると、予算の関係であるとか、よその他市町村との奪い合いにどうしてもなってしまうのですけれども、やらなければやらないでじり貧になっていくのは確かなことでございます。町長は、2期目も挑戦されるということで、まだ若いですし、皆様期待される場所であると思うので、必要な施策を打っていくと言って、今具体的な例は何もなかったのですが、是非とも若々しい町長らしい大胆な施策を打っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

土地利用計画の中でのゾーニング分けをしたところでございます。まだ正式に、民間企業もなかなか公表出来る段に入っておりませんが、瑞沢地区のほうで、ある程度先に光が随分差すような話、また、打合せ等を進めているところでございます。民間企業の力をどのよう

に活用して地域づくりをしていくか、自治体だけの力では限りがあるというところを、ここ何年かで感じているところでありますので、民間企業とのつくりをしっかりとしていきたいなと思っているところでございます。

また、先程、瑞沢地区の話をしてしましたが、若者定住施策を行っている上之郷は人口的に伸びている、森と上之郷、森地区については伸びているという数字でも表れているところがありますので、今川島グリーンタウンということで分譲をしておりますが、次の、また若者定住施策の部分の基金がしっかり積み上げられるようになったら、瑞沢地区のほうも視野に入れて考えたいというふうに思っております。

何よりも民間企業のお力を借りた中で、官民連携して地域を守り立てていくという考え方を持っておりますので、まだ、表立って報告を申し上げられないですけれども、進んでいることは事実でありますので、ご承知おきをしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 詳しくは話せないけれども、いいお話があるということで期待するところでございますが、民間の力をどうしても借りなければならないということで、私もそれは感じておりますが、それを借りるのに障害となるようなこともあるわけじゃないですか。例えばですけれども、以前から町長もおっしゃっていますし、町も県などに対して強く要望していると思うんですけれども、町発展、まちづくりの足かせになる農振除外の問題、これ大きいと思うんですね。

瑞沢地区もそうですが、ほかの地区でもそうなんですね。農地転用が出来ず、この町で事業を起こしたい、本社も持ってきてきたいというようなお話も、せっかくいただくのに、そういった農振除外の話によって断念せざるを得ない話もよく聞いております。

私は農業をやっておりますし、農地を守るために必要なものではあると、国土を守るためにも必要なものとは理解しておりますが、荒れ果てた土地が町内でも点在しております。もう田や畑に戻すこともなかなか難しいなという農地がたくさんございます。もっと強力に、このことを要望して進められるようにしたほうが、町のために、この地域のためにもよろしいと思うんですけれども、今も要望なさっているとは思うんですけれども、一生懸命やったださっていると思うんですけれども、何かもっと強力に進められないかと。ちょっと町長にそこのところをお聞きしたいのです。

また、別の話なんですけれども、移住したいというお話もたくさん個人的にいただくんで

すけれども、なかなかマッチングが出来ない、ほかの方もマッチングが難しいというお話なんです。それは、町長は全てご承知だとは思っております。ですが、今何とかうまく進めていかないと、町が立ち行かなくなると思いますので、町長、このことについてご意見、お考えがあれば、よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、土地の転用については本当に苦慮しているところでございます。県にも要望も言っていますし、国のほうにもしっかりと国会議員を通じて、地域の活性化のためには農地を外してもらうことが一番なんだということも言っているんですが、なかなか大きな山が動かないのが現状でありまして、前回も話したと思うんですが、県のほうに要望を、知事のほうにも直接その話をさせていただいている中で、県に直接開発であったり相談をしてくれと、農業事務所のほうにお伺いを立てれば、農業事務所のほうは農地を守る機関でありますので、そこはということなので、今以上に県に足を運んで、話があったときには、すぐに地域活性のために転用するんだというところをしっかりとお示し出来るように、これからもまた企業との連携を取りながらやっていきたいと思っております。

また、移住のマッチングが、需要に対して供給が出来ていない現状は本当に歯がゆいところであります。兼業農家で農地を耕作していただいている方が、町内に住む場所がなくて、茂原にアパートを借りている、一宮にアパートを借りているという話も実際耳に入ってきていますので、そこら辺の住宅についても色々と模索をしているんですが、なかなか民間企業での手挙げがなくて、現状、この間もちょっと成田近辺で展開をしている集合住宅のほうに話を聞かせていただいたりとか、情報を高くして、そこも逃さないように、受皿になるものをしっかりと形にしていけるように取り組んでいきたいと思っておりますので、議員と思いは同じだということをもっと共有をした中で進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

ちょっと答弁にはならないですけれども、思いだけで申し訳ございません。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 真摯なご答弁ありがとうございます。

提案も交えまして、また次回質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2回目の質問に入らせていただきます。

自主防災組織についてでございますが、町長もおっしゃったように、本当に差があると。これから埋めていくというお話なんですけれども、住民の皆様、何か起こらないとやはり腰が重いというところもあるのは承知なのですけれども、何か起こったときに、先程町長もおっしゃられたように、行政が動けなくなったとき、助けるのは、本当に自分や周りの人たちなんですよね。コーディネーターさんも養成なさるといことですが、そういったところを区やコーディネーターさんを通じてもっと周知なされたほうがいいのかなと私は思うんですけれども、それで、県のデータによりますと、睦沢町は他市町村の群を抜いて、自主防災組織活動カバー率は100%となっておりますが、どういったところが100%なのか。ちょっとそこを伺いたいと思うのですが、出来ているから100%なのか、中身が伴っていないのかしら、これはもしかしてと、私は思ってしまったのですけれども、また、ホームページや広報に避難行動要支援者支援制度への呼びかけがされておりますが、どれほどの申請がされて、関係機関、これは消防、警察、民生委員、自治会、自主防災組織等とありますが、連携がどのようにされているのか、情報がどのように伝達されて、どのように活用されているのか、また個人情報ですから、どのようにその取扱いがされているのか伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） カバー率100%というのは、まずもって形が出来ているというところであります。先日、区長会議をやらせていただいた中で、自主防災組織の組織化、また、組織の強化についてお話をさせていただいたところであります。その中で個別支援計画を、これから民生委員さん、また地域の関係各位と協議をした中で、しっかりと出してくださいということで、今、支援を求めている方の書類、また名前の共有を各地区としたところであります。

個人情報もしっかり守らなければいけないことはあるんですけれども、その前に命を守らなければいけないという責務のほうを優先して、そこは地域の方としっかりと共有をして、これからつくり込むところでございます。もう地域で動き出しているところもあるんですけれども、区長さんの入れ替わりが大分多くありましたので、改めてお願いをしたという段階になっていきますので、そこら辺はご理解を賜りますようよろしくお願いします。

その支援計画についてですけれども、補足を課長のほうからよろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 補足ということでございますけれども、今町長が言ったことがほ

とんどでございます。区長会で先日説明をさせてもらって、各区でそれぞれ個別の計画をつくってくださいということでございます。この個別の計画をつくることで、自主防災組織、こういう活動をしなきゃいけないんだよということも併せて実感が出来ると思いますので、その辺も両方やりながら、自主防災組織の活動の活性化につなげていければということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 少し忘れていたんですけども、消防団につきましては満額回答をありがとうございます。

自主防災組織ですけれども、やはりというか、箱が出来ている、あとは中身だけということで、それならあとは中身を入れるだけです。でも、最低限の骨組み等は提案して、きちんと考えていただくというのは早急にしたいほうがいいんじゃないかなと私も思います。

春の話なんですけれども、以前各防災組織に水を配ったことがありましたね。それでそのときの水が、期限が切れる。はて、これはどうしたらいいのか、またもらえるのか、自分たちで買わなければいけないのかとか、そういったところの認識なんですよ、割と。やはりもう少し、私は、もう覚えてらっしゃると思うんですけども、何年も前からこの質問していますよね、自主防災組織をきちんとしましょうと。これ、あとは中身だけというなら割と簡単なのかなと思いますので、あとどれ位で出来上がるのか、見込みをお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 本当に私としては、住民の安心・安全は脅かされることがあってはならないと思っております。いつまでということではありますが、今年の1月1日に発生した能登半島地震のときに、地元の役所の職員に参集がかかったわけですが、実際に来られた方が1割に満たなかったという報告が上がっております。睦沢町にしたら10人も来られない。自分の命も守らなければいけない中で10人も来られない。そうすると、先程1回目のご答弁させていただいたことになりましたが、やはり、地元の消防団であったり自主防災組織がしっかり機能することが、地域の生命・財産を守ることにつながるんだと思っているところを強く感じたわけでございます。

そして、もし、今後2期目の町政を担わせていただくことが出来るならば、役場内に組織の見直しを含めた危機管理体制の強化を行う部門をしっかりと組織化をして、町防災士やコーディネーターの皆さんと連携して、地域の連帯意識を高めるべく組織をつくりたいと考えております。トップに副長が立つのか、そこら辺は今私の中ではしっかりと組織を確立出来る、

バックアップ出来る、実際に災害のときに動けるものにしなければ意味ないので、その組織化をしっかり考えているところがございますので、出来れば早い段階で組織をして、しっかり各地域16区の自主防災組織が同じ意識を持った、平準化出来た組織になるように作り込んでいきたいと思っております。これいつまでというよりも、出来るだけ早くということでご理解いただきたいと思います。

また、自主防災組織の方々が防災士の資格を取得するための経費の助成なども、しっかり町としてバックアップ出来るように考えておりますので、理解を賜りますようお願いをするところがございます。なかなかはっきり言えませんが、そういった形で進めたいという思いは強く思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。

施設の管理面ではありますが、町長もおっしゃられたように、不備がございますと、やはり町の顔としてはよろしくないと思うわけでございますが、情報を共有してしっかりと指導していくとお言葉をいただきましたが、今現在もセイタカアワダチソウが勢いよく伸びていたり、割と雑草が繁茂し、景観がよろしくないというような道の駅の状況でございます。観光客の皆様が訪れて、管理がきちんとされていないと、やっぱり一番目につくところなので、そこはちょっと優先してやっていただいたほうがいいのではないかと、私は思います。

あと地域振興という面で確かにいい面もあるんですよ、あるんですけども、以前から言われていることですが、出荷物が不足して、野菜などは町内産が不足していると。また、新たな生産者さん、そういったものも何人も出てきたというお話も特に聞かないんですよ。道の駅はただ観光道路利用者のための施設、そして地域のためのものなんですけれども、そこを特に期待するところなんですよ、直接町のために。そこが見えてこないんですけども、何回も聞いているんですけども、そのことについて町はどう思うのか、お聞きしたいと思います。

また、移住・定住もしっかりやっていきたいと、先程おっしゃっていましたが、賃貸住宅に空きが目立ちますが、新しいのに空きがあるのは何か問題があるのか、それとも、住んでいらした方がどうしようもなく出て行かれたのか。どちらなのでしょう。

あと、健康面や福祉面、子育て、そういったところで寄与していると、そういったお話がありました。2023年のプレスリリースでは、主観的健康感が道の駅によって改善とありまし

たが、2,500人のうち回答が576人という調査結果であったんですけれども、国民健康保険の一般会計繰入れなどを考えますと、客観的指標についてはそれほど健康面で貢献したと言えるのかなと私は疑問に思うんですけれども、どうでしょうか。

取りあえずはこれで、あとは3回目に回します。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、環境整備については、また指定管理のほうに、しっかりと連携の中で話をさせていただきたいと思っております。

また、出荷不足について、出荷者協議会等と色々地元産品をしっかりと買いに来るお客さんがいるのでお願いしたいということも言っていますので、そこら辺も出荷者協議会の中で、また運営側とも話した中で空きが出ないように、お客様が来られたときに残念にならないように、そこら辺も意見を強くしたいと思っております。

また、住宅の空きについては、この後、補正のほうでも上がってきますが、家庭の事情ということで、今ちょうど入れ替わりが2件あるところがございますので、そこら辺はすぐ、応募をかけると割と倍率も高くなるところでありますので、そこは心配をしているところがございますので、なるべく早い段階で入替えを出来るようにしたいと思っております。

また、健康の部分であります、やっぱりお出かけをすることで、集まる場に足を運ぶことで健康につながるという意見があります。大学の先生の中でも、そういうところに行くことよっての健康維持につながるということがありますので、そこに行かれた方は、必ず健康に資するという前向きな評価をするものだと思っておりますので、そこら辺をもうちょっと幅広く、集まる、集うということによって何が健康につながるのかとか、そこら辺もしっかりと、行くからには、道の駅で健康につながる何か情報発信をもうちょっとするようになるとか、行くだけではなくてそこで知識を得るようなプラスアルファの部分も考えていきたいと思っております。でも、道の駅に行って人と会って足を動かして、それは健康につながるものだと思っておりますので、その数字については問題ないのかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ありがとうございます。

そうですね、そこまで歩いて行って利用していただくというところまでが難しいのかなと、私は常々思っておりますが、そのことに関してはどうされるのかということと、あと、また

少しずつ建物や設備にも不具合が生じ始めているからこそ、私が指摘したようなトラブルが起こっているんだと思うんですけれども、どの公共施設にも言えることだと思うんですけれども、修繕費など長期的にどうするか考えていかなければなりません。今現在で、何年後に大規模な修繕が必要と見込んでおりますか。多分最初に試算したものより、ずれが出て来ると思うんですよ、使用状況や諸々によりまして、そういったことをお聞きしたいのと、あと、公共施設なのであまり利益を追求するのよろしくないのは重々承知しておりますが、来たときに、是非ともこの町で成功して、税金を払ってくださるようなお話だったので、それを期待しているんですけれども、いつになったら、この町に多大なる貢献をしていただけるのかということをお聞きしたいです。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 細かいことについては担当課よりお答えをさせていただきますが、私もこの道の駅は、議員のときにこの地域の活性化の起爆剤になるという旗振りをしていて一人でございますので、しっかりと税金を納めていただける方向性を見出したいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

細かなところについては、担当課からお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） それでは、修繕というお話でございましたので、最初に、まず、始めてから10年後というのが大規模修繕を行うような計画になっていたかと思えます。仕様のほうはお客様も大変盛況でございますので、その辺のところをまた考え直すときもあるかと思えますけれども、今のところは当初の計画どおり進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） これで、8番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

◇ 松 島 和 子 君

○議長（麻生安夫君） 次に、3番、松島和子議員の発言を許します。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） それでは、通告順に発言させていただきます。日本共産党と町民を代表して質問させていただきます。

5月30日に大手電力10社から、7月から電力料金を値上げすると発表がありました。政府が物価高騰対策で行っていた助成制度が6月請求分で終了することから、この夏の家計を直

撃することは必須です。また、円安と原油高で、また異常気象などで食料品の値上げも懸念され、みずほリサーチの2024年度の2人以上の家計支出が2023年度に比べ10万円以上超えるという試算も出されています。

住民の福祉を守るという地方自治体の役割はますます大きなものになっていると思います。そんなときに、国は、自治体に対する国の指示権を拡大する地方自治法改正案を国会に提出してきました。政府が、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に指示出来る新たな指示権の枠組みを導入してきたのです。しかし、現場を知らない国の指示では住民は守れません。

今回の定額減税もしかりです。仕組みが複雑で、事務を担う会社や自治体は本当に大変な思いをしています。私たちは、地方自治法にある住民の福祉の増進に努めるために、住民の声をしっかり聞いて、皆さんと一緒に力を合わせていきたいと思っています。

睦沢町では、町に遊び場が少ないという住民の声があり、町長も先頭に立って、サッカー場予定地を緑の広場として、誰でも使えるような公園にしました。共産党も前の議員の時代から要望して参りました。今では、土日は幼児を連れた家族連れ、放課後や休日は小中学生、日中はグラウンドゴルフや健康づくりの方々など、多くの方に利用され大変喜ばれています。私も、町長が先頭に立って、町民の声を反映したことの対応は本当に評価に値すると思います。これからも、開所時間、閉所時間、夏場の日陰対策など、町民の声を聞きながら、ますます喜ばれる公園にしていきたいと思っています。

さて、私からは、住民の暮らし、健康、安全を守る立場で以下の3点について質問させていただきます。

まず1点目は、福祉タクシーのさらなる充実です。

前回の答弁では、75歳以上の独居の高齢者の方には、課税の有無にかかわらずタクシー券を支給するということでした。そのことについての周知はどのように行っていますか。

また、福祉有償運送、移送サービスでも使えるように調整を進めているということでしたが、どこまで進んでいますか。

次に、1回に使える料金についてです。

町長が1期目就任したときに、1,500円から2,000円に増やしたことは本当によかったと思います。しかし、私はまだまだ足りないのではないかと思います。住民からももっと1回に使える料金を増やして欲しい。これでは町外の病院にも駅にも行けないという声が聞かれます。病院ということの一つ取りましても制限がありますが、長生村や白子町には、町を越え

て近隣の病院まで無料で使える外出支援サービスがあります。睦沢町には内科の医院が1箇所しかないということで、多くの方が茂原市や一宮町まで通院しているのが現状です。このことを考えますと、2,000円では少ないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

第3に、町長は、前回その都度利用しやすいように変えていくとおっしゃってくださいました。私がお話した方で、家族と一緒に暮らしてはいるけれども、みんな日中は働いていて独りぼっちになってしまう。どうしても病院に行かなくちゃいけないときは、仕事を休んで連れていってくれるけれども、ふだんの日には独りぼっちだという方が何人かいました。日中は独居になってしまう、そういう方にも是非広げていただきたいなというふうに考えますが、町はどう考えますか。

2点目、带状疱疹の予防接種についてです。

近隣自治体ではもう助成を始めているということですが、町は現状をつかんでいますか。町民の皆さんからは、睦沢町でも是非やって欲しいという声が多数聞かれます。睦沢町は今後どうしていこうと考えていますか。

3点目は、交通安全対策についてお伺いします。

子どもたちの交通安全対策は、通学路整備やSlow for Kidsなど、色々進めてくださっていますが、高齢者の方の安全対策も大切だと考えます。公共交通が少ない我が町では、ふだんの買物を自転車で走っている方も多くいます。去年4月よりヘルメットの着用が努力義務となりましたが、まだまだノーヘルメットの方も多くいます。着用の周知はどのように行っていますか。ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、松島和子議員のご質問にお答えをいたします。

前段で色々褒めていただきながらの問いについては、通告がありませんでしたので、お答えを差し控えさせていただきます。

1、福祉タクシーのさらなる充実についての1点目でございます。

前回答の周知及び進捗状況についてであります。福祉タクシー助成事業の周知については、4月からの利用開始に向け、毎年、広報むつざわ3月号に利用案内の掲載をしております。先の3月定例会の時点では、時期的に広報紙への掲載は間に合いませんでしたので、今後、町ホームページ等での周知をいたします。

なお、高齢者の方などは、ホームページを見る機会が少ないと思いますので、対象となる方については、地区の民生委員さんを通じ、進めて参りたいと考えております。

また、福祉有償運送事業利用についての進捗状況につきましては、令和5年度に事業者との協議を完了し、福祉タクシー実施要綱の一部の改正も行いました。利用出来る福祉タクシーの事業所に福祉有償運送事業所を追加し、令和6年度より利用が出来るよう整備をいたしました。

事業所追加の周知につきましても、町ホームページでの周知をいたします。また、利用者には体制が整った段階で、申請を促したいと思っております。

次に、2点目、1回で使えるタクシー券の上限を増やすことについてであります。町でもタクシー料金の値上げなども承知しており、また、利用者からそのような声を聞いておりましたので、利用者の動向を見るためにアンケートを実施しております。このアンケート調査の結果を踏まえて、担当課において既に利用上限を増やす検討を進めているところでございます。

次に、3点目、利用出来る方の拡大についてお答えをさせていただきます。

日中、同居家族が仕事などのため外出してしまうことにより、実質的に高齢者がひとり暮らし状態となる日中独居の方についても対象を広げたらどうかとのことですよね。ですが、日中、実質的に高齢者がひとり暮らしする状態となってしまう状況は形態様々であり、1人で過ごしている時間が一日何時間あるのか、週に何日そのような状況が続くのか、日中にデイサービスや訪問介護、他の親族や近所の方々などの支援があるのかにより、独居の状況は変わってきます。どの程度の状況の方を対象とするのか、今後検討して参りたいと思いますので、その部分についてはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2、带状疱疹の予防接種についてであります。1点目の近隣自治体の支援状況についてと、2点目の今後の町の対応については一括してお答えをさせていただきます。

高齢者の带状疱疹ワクチン接種の千葉県内の助成状況は、50歳以上の方に対して2回の接種が必要となる带状疱疹ワクチンの接種に限り接種費用の一部を助成している自治体と、带状疱疹ワクチンに加え1回の接種となる水痘ワクチンの接種費用の一部を助成している自治体があります。

長生管内では、令和5年度から長生村で助成しており、令和6年度からは一宮町、白子町、長柄町、長南町が助成を開始しております。

本町では今後どのように対応していくのかとのことではありますが、带状疱疹の発症には免疫機能の低下が関係しているため、予防法としては免疫力を低下させないことが重要であります。日頃からバランスの取れた食事を心がけ、十分な睡眠と休息を取り、軽い運動の実施

や、ストレスをためないなどの規則正しい生活を送ることが効果的とされております。そのため、健康栄養相談の機会や町広報紙を活用して住民の健康意識の醸成を図って参ります。

なお、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種であり、一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされております。

現在、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）では、国立感染症研究所に依頼して、予防接種の安全性及び費用対効果などに関するデータ収集を行い、定期予防接種の検討が進められているところでございます。

昨年の町議会定例会での带状疱疹ワクチンについての一般質問では、国の動向を注視し、定期予防接種として位置付けられたなら対応すると答弁させていただきましたが、その後、県内自治体でも助成が開始され、医療関係者や町民からの要望も大分ございますので、既に検討をしているところでございます。いつからとはまだはっきり申し上げられませんが、昨年度の議会後から検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3、交通安全対策についてお答えをいたします。

まず、交通安全対策という点で申し上げますと、睦沢町では、ご存じのように本年3月1日に睦沢町Slow for Kids宣言を行いました。

このSlow for Kidsについては、既に広報むつざわやホームページで周知を図らせていただいているところですが、子どもたちの通学時などの安全・安心を図るため、子どもを見かけたら減速（目安は20キロ以下）ということで周知させていただいております。20キロ以下ということですが、子どもたちが歩いている、また自転車に乗っている場面を見ましたら、車を運転している方は、出来るだけゆっくりした速度で通行していただけるよう心がけてもらうというような町のローカルルールでございます。

そして、このSlow for Kidsのさらなる周知、ご協力をいただくために、車などにつけられるマグネットシートを作らせていただきましたので、役場公用車のマグネットシートによる周知、また区長会においてもお願いをし、区を通じた区民への周知、また町民の方でマグネットシートを希望される方へ配布も始めたところでございます。

前段が長くなりましたが、ご質問の自転車の安全対策についてということでは、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務になっております。このことについては、Slow for Kidsのチラシやマグネットシートの区長会での周

知と併せ自転車のヘルメット着用についての周知用チラシも配布させていただいているところでございます。

また、毎年実施している小学校1年生から6年生、中学校新1年生での交通安全教室では、茂原警察署、町交通安全対策協議会の指導の下、自転車のヘルメット着用の努力義務に対する交通ルールや自転車の乗り方など、実際に自転車に乗って学んでおります。

なお、4月6日に行われた春の全国交通安全運動出動式において、茂原警察署を始め管内市町村、交通安全関係団体で、職場における、自転車安全利用の推進宣言を行ったところでございます。内容については、自転車ヘルメットの着用を推進するなど自転車安全利用の取組を進めるものであります。職員へは企画調整会議を通じて各課に伝達し、各課長から全職員に周知したところでございます。

また、16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告出来る交通反則切符制度の導入を柱とした改正道交法が5月17日に成立し、自転車走行中の携帯電話の使用や酒気帯びに罰則が新設されましたので、今後の施行に向けて周知をして参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

1回目の答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員の質問の途中なんですけれども、45分まで休憩させていただきます。

(午前10時28分)

○議長（麻生安夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長（麻生安夫君） 3番、松島和子議員の発言を許します。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） ご答弁ありがとうございました、先程は。

それでは、2回目、福祉タクシーについての質問をさせていただきます。

福祉有償運送サービスは、単独で公共機関を利用して移動することが困難な方、介護保険の要介護、要支援の方、身体障害者手帳をお持ちの方、その他障害のある方がお一人でも、

付添いの方と一緒にでも利用出来るものです。

初めの登録申請等が必要ですが、利用料も町内は300円、町外では片道5キロ以内は350円、1キロ増すごとに70円と、タクシーよりもずっと安く使える制度です。今ある大切な町の社会資源として皆さんに広く利用していただけるように、周知をしていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 2回目のご質問についてでございます。

先程、方向性についてはお話をさせていただきましたので、今、検討に入っている等々の部分も含めて、担当課より答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 秦福祉課長。

○福祉課長（秦 悦子君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

福祉有償運送事業なんですけれども、運行区域や運行日、運行時間など制限がありますので、個人で判断し利用をしていただければと思います。

松島議員が先程おっしゃいましたけれども、サービスの利用に当たりましては、初めに利用者の登録申請をしていただく必要があります。審査後に利用が出来るようになります。

福祉有償運送事業の周知のほうにつきましては、福祉タクシーを利用している方の中の要介護者、障害者手帳保持者など要件が重なっておりますので、時期を見ながら福祉有償運送事業についての説明を行って資格の登録を進め、それから体制のほうを整えてから行いたいと思いますので、ご理解のほう賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） ありがとうございます。

それでは3回目、質問させていただきます。

私は、タクシー会社にも料金体制について話を聞きに行って参りました。すると、睦沢町は病院が一つしかなくて、みんな茂原に行っているんで2,000円では到底足りないよ、かわいそうとか、また睦沢町の券は細かくて、最後の頃になると何枚も切らなくちゃいけなくなって、見ていて大変そうだと、タクシー会社も一つ一つ名前を書いたりでちょっと大変なんだよねというような話を聞くことが出来ました。

あと、茂原駅から上市場まで約3,000円で、睦沢町から行く場合は迎車料金が400円かかって、予約の場合はさらに200円かかるということで、上市場からできえそうなのですから、

もっと遠くの方ではさらなる負担が大きいというふうに思います。そう考えると、1回で使える額が4,000円位は必要なんじゃないかなというふうに私は考えます。

また、タクシー券に関しても、使うほうにとっても使い勝手がよくて、タクシー会社のほうも事務負担が少なくなるような、そういうような券の発行についての考慮も必要なのではないかというふうに考えます。

また、利用出来る方の拡大というところでは、どの方も全てということは、先程いろんな条件の方がいるので難しいということではありましたが、やはりみんな買物や公民館活動に参加したり、夏場はこれから暑くなるのでクーリングシェルターで涼んだりと、日中独居の方も憲法で保障された健康で文化的な暮らしが出来るよう、利用の拡大についても是非検討していただきたいと思いますので、ご検討をお願いします。

○議長（麻生安夫君） 質問ですか、今の。

○3番（松島和子君） 今、最後のはご検討して欲しいという。質問はその前に色々していますので、それに対して回答をお願いします。

○議長（麻生安夫君） 秦福祉課長。

○福祉課長（秦悦子君） それでは、タクシー券の上限を増やすこと等です。

タクシー料金の値上げなどもこちらで、先程も答弁させていただきましたが、承知をしておりますので、アンケートの結果も考慮しまして券種、あと利用対象者等を含めて、今後検討して参りたいと思いますので、ご理解のほうを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） これからも福祉タクシーだけではなく、地域住民がいつでもどこでも、自由に安全に移動出来るために、必要な方皆さんが利用出来る公共交通についての検討も早く進めていただくことを求めて、带状疱疹2回目の質問に入らせていただきます。

最近、带状疱疹にかかった方の話をよく聞きます。ある方はウイルスが脳に入り、動けなくなって入院した。退院後も治療に通っているが、まだ調子が悪いとか、目に入ったみたいで、治ってからも医者に通っているとか、あと痛くて、随分たっているんだけどなかなか治らないというような話を立て続けに聞きました。

重度化すると長く治療をせざるを得なくなって、かえって医療費がかかるということを考えますと、国民健康保険や高齢者医療保険の財源的にも、予防接種の補助を行ったほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

それこそ議員がおっしゃったとおり、国立感染症研究所の資料によると、带状疱疹を発症する患者が増加傾向で、発症率は50歳代から増加しており、70歳代でピークとなり、80歳までに約3人に1人が罹患すると言われています。

带状疱疹の治療法は、早期に医療機関を受診していただき、抗ウイルス薬の服用により通常は2週間から4週間で治りますが、約2割の人は3か月以上痛みが続く、带状疱疹発症後の神経痛と呼ばれる後遺症を残すこともあります。また、重症化すると視力の低下や失明に至ることがあると言われており、医療費が高額となることもございます。

带状疱疹のワクチンの接種に対しての接種費用を助成する時期が来ましたが、早期に受けやすい体制の構築を図るとともに、周知や勧奨に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 色々なお考えの方がいて、自分の健康状況や置かれている環境などもあって、その中で自己判断なさると思いますが、金銭的な制約で必要な方が予防接種を受けられなくなるようなことがないよう、しっかり対応していただきたいと思います。

睦沢町は、子ども医療費の完全無料化を県内の市町村でいち早く行った町です。町民の健康を大切にする町として、国の助成を待たずに早急に進めていただけることを求めます。

次に、交通安全についての2回目の質問をさせていただきます。

買わなくてはいけないと思っているのだけれどもという方の背中を押せるように、ヘルメットの購入補助、具体的には3,000円程度を限度に、購入の半額補助を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきたいと思いますが、ヘルメットの購入の補助金ということでございますけれども、町では千葉県でヘルメットの購入に係る補助金制度が出来るという情報をこの春、4月にキャッチしておりましたので、4月になって千葉県から補助金交付要綱が制定した旨の通知を受けています。

早速、県に補助金申請を行って、併せて本日の本定例会においても補正予算として計上をさせていただいております。補正予算を可決いただけたならば、7月からヘルメット購入に係る補助金の申請を受け付けていきたいなというふうに考えております。

また、前後しますけれども、広報むつざわとかホームページのほうで、ヘルメット着用の周知と併せて補助金制度の周知も図って参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、補助金の額を3,000円ということでもいいんですかね、3,000円の2分の1ということですか。補助金の額が3,000円ということですか。

そうしますと、この自転車の乗車用ヘルメットの購入の補助金なんですけれども、5月20日現在の情報なんですけれども、県内54市町村のうち32市町村がヘルメット購入への補助金を行う予定と聞いております。

町のヘルメットの補助金については、購入費用の2分の1かつ上限を1,500円とさせてもらっています。これは県からの補助金が全体の4分の1、それに町が4分の1上乗せして2分の1にしているものなんですけれども、県の補助金については各市町村にあらかじめ配分が来ています。町は、金額で言いますと補助金9万円の配分がありました。人口割ということで配分されております。この9万円に、町は同額の9万円を上乗せして総額で18万円、これをこの定例会の補正予算に計上させてもらったというものでございます。

自転車用のヘルメットの価格帯、高いものは切りがないんですけれども、通常2,000円から5,000円位ということなんで、今回は3,000円のヘルメットを購入した場合を想定して2分の1、1,500円の補助をするというものでございます。

なるべく多くの方への補助が出来るように、ヘルメットを購入される皆さんが、上限額1,500円の申請があった場合に、そうした場合は120名の方に補助が出来ることとなりますので、その辺のほうとも考慮して算出した補助額ですので、ご理解を賜りたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 県の事業は単発的なことが多いので、単発で終わらずに、必要な方には引き続き来年度も是非行っていただきたいと思います。

あと、子どもたちの通学路の整備とともに、歩道のないところも草や木が路肩のほうに出ている、高齢者の方もシルバーカーを押して歩くのも危ないところもあるので、交通安全としてそこら辺も、今、子どもたちのは歩道が随分出来たり色々していますけれども、そういうところにも目配りをしていただいて、町の交通安全を進めていただきたいなというふうに思いますので、ご検討よろしくお願ひします。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 県の事業、単発が多いということでございますけれども、まさにそのとおりでございます。町もやってあげたいのはやまやまなんですけれども、県の事業に乗りながら事業を進めていくという方針もありますので、そのときまた検討させていただければというふうに思います。

そして、通学路の整備ということで、草や木が出ているところがあるということで、その辺の目配りをしてくださいというご指摘でございますけれども、そちらについては目配りさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、3番、松島和子議員の一般質問を終わります。

◇ 米 倉 英 希 君

○議長（麻生安夫君） 次に、11番、米倉英希議員の発言を許します。

米倉英希議員。

○11番（米倉英希君） それでは、通告順に従い質問をさせていただきます。

町長となって任期満了を迎えるに当たり、今議会が終わった後に2期目に向けての選挙となるわけですが、ひとまず4年間にわたり厳しい財政状況の中での町政運営に対し、お疲れさまでございました。

その中でも、まちづくりは人づくりをモットーに、特に教育に力を注いでおりました。そして、今回質問をさせていただくことは、その教育の根幹となる学校建設についてであります。

前回、私の一般質問は、学校のコンクリート調査についてさせていただき、町執行部の回答として、小学校、中学校ともにコンクリートの劣化の進行は遅く、耐震安全性は確保されているとありました。しかしながら、年々、コンクリートの劣化は進んでおります。

続いて、現時点ではまず基金の積立てを優先し、社会情勢や経済の動向に注視しながら、かつ後年への町民負担等を出来るだけ回避したいとの答弁がありました。

現在、町の財政状況は借金を増やしているものではなく、計画的な返済や基金の積立ても進め、その積み重ねにより、教育施設整備基金も令和5年度末で8億円弱との話を聞いております。これは、町長の熱意と町民のご理解、関係者の努力のたまものと存じます。

そこで、お伺いします。

1点目、学校建設について。学校建設は喫緊の課題と考えますが、町長のお考えをお伺い

します。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 米倉英希議員のご質問にお答えをいたします。

学校建設については、昨年の一般質問に対し、ここ数年の物価上昇などを考慮すると、以前の試算から約1.5倍以上の建設費がかかる見込みであるということで申し上げました。

現在、資機材等についてはいったん落ち着いているように思いますが、今までの経緯からすると、燃料費は別として、資機材についてはいったん上がったものが下がるということは難しいと考えます。これに労務費の動向がどうなるかということもありますが、今後、建設の時期を遅らせても、建設費が減少するという事は考えづらい状況であります。

つまり、建設時期を先延ばしすることのメリットは少ないものと考えてところでございます。逆に建設時期が遅れば、先程議員おっしゃったとおり施設の老朽化が進みますので、児童・生徒の学校生活の不便が増すというデメリットになろうかと思っております。

しかしながら、小・中を一体化にして造るとか、別々にしても、校舎、体育館、グラウンドを一気に改築することは、現状の財政状況では不可能と言わざるを得ません。

このことから、内部で協議を行っていることでありますが、現時点あるいは近い将来での教育施設整備基金や財政調整積立基金の積立額の範囲で、当然、起債も借りることにではありますが、それが可能な範囲の中で、まず出来ることを実施していくことがよいのではないかと判断をしております。

本年3月に2期目の挑戦を表明させていただき、間もなく選挙となるわけでございますが、町民の皆様のご信任を賜ることが出来、引き続き町政運営を担わせていただくことになりましたならば、直ちに学校建設に係る調査関係の業務に着手させていただきたいという考えでおりますので、そのときには議員各位のご理解、ご協力をお願いするものでございます。

そして、今から三、四年後までには工事に着工出来るようなスケジュール感を持って臨みたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 米倉英希議員。

○11番（米倉英希君） 11番。

ありがとうございます。町長の口からご答弁いただいた、そのところに感謝するところがあります。

また、この学校建設、大変大きな事業になることと思いますので、是非とも町、そして町民一体となって進めていっていただきたいと思います。

その中で、学校というところで防災のところも含めてなんですが、もう一点お伺いしたいと思います。

今年元日に起こりました能登半島の地震、そしてさらには昨年、町の40周年の事業の中での防災フェスタ等々、様々なところにおいて今、防災意識というものが大変高まっておりますが、防災に対して求められる、町民の人たちが色々求めるものが大変、より多くなっている中、新たに出来る学校も防災の拠点になるものと考えておりますが、その防災の観点から、施設整備についての町長のお考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

学校施設を防災の拠点という考え方についてですが、私は災害時における避難所として、学校の果たす役割は非常に大きいものと考えております。

そもそも学校は本来、教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童・生徒の安全を確保することにあります。

しかし、大規模災害が発生した場合には、学校は避難所として指定されていることから、災害の規模や被害の状況、地域の実情等によりますが、緊急の避難所となることが予測されます。このため、学校が避難所となった場合を想定して、災害時における円滑な避難所運営が図られるような整備方針を定めていく必要があると考えております。

学校が一定期間避難所となり、行政機関が機能する段階においては、児童・生徒を中心とした学校教育活動と、避難住民を中心とした避難所運営が共存する中で、両者の運営が円滑に行える施設として整備することが重要であると考えますので、例えば災害時における児童・生徒の学校教育活動と、緊急車両、緊急物資の搬入等の救援活動を行うそれぞれの動線やスペースの確保、また高齢者や障害者に配慮した施設整備など、工夫、改善が出来ればと考えております。

本来、避難所の運營業務については町の責務であるわけですが、能登半島地震のように災害の程度や規模が非常に大きく、町の行政対応能力を超えた場合には、町の職員だけでは避難所の対応が事実上不可能となることもあり得ますので、自主防災組織の協力やボランティアの皆様の協力に対しても、円滑に活動が出来るような施設となるよう検討して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 米倉英希議員。

○11番（米倉英希君） 11番。

ありがとうございます。

最後に質問というか、これから選挙も終わり、2期目、当選した後には、この学校建設というものが本当に一大事業になると思います。

その中で、今、町長も学校建設というところに大変強いお気持ちを持っていると思いますので、最後に町長の口からこの建設について意気込みと、そのところを気持ちを伺えればと思いますので、是非ともよろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。先程1回目で答弁させていただいたとおり学校建設、ここにまた選挙が終わった後、戻って来ることが出来るならば力を注ぎ、学校建設にいきたいということでございます。

4年前にここにお世話になって、学校建設についてはいったん保留、足を止めて見直すという方向性を出したところでございます。その足を止めてもしっかりと児童・生徒の安心が確保出来るかということで、コンクリート性状検査をしたところであります。

しかしながら、先程も言ったとおり今の環境になかなかそぐわない建物、また不便をこれ以上増やすこともなかなか出来ないだろうということで、やっと建設基金についても8億円まで積み上げ、また財政調整積立基金も当初8億円だったものが12億円、そして起債も含めた町の借金というところも48億円あったものも37億円ということで、皆様方のご協力をいただいた中で、学校建設のためも含めて今まで頑張ってきたところもありますので、是非2期目、ここに戻って来られたなら、いち早く力を入れて突き進んでいくための準備をしたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、11番、米倉英希議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（麻生安夫君） 次に、4番、島貫孝議員の発言を許します。

島貫孝議員。

○4番（島貫孝君） それでは、通告に従い質問いたします。

小・中学校について。

1、今年度も小・中学校において水泳の授業が始まります。総合運動公園のプールまでの送迎手段は町バスになるのか。一部の学年では人数の関係で、町バスには一度に乗り切れない場合もあると聞いているが、対応はどうなっているのでしょうか。

2、現在、小学校では、自宅から学校まで3キロ以上の児童がスクールバスで登下校しているが、中学生の利用も可能でしょうか。

瑞沢地区から長い距離を自転車で通学している生徒もいると思います。また、川島、うぐいす里方面からも相当な距離があるのだと思います。交通事故の防止や熱中症の対策を考えても子どもの安全につながるとは思いますが、中学生のスクールバスの利用について、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えします。

1、小・中学校についての1点目、水泳授業の人数の多い学年の対応はどうなっているかですが、昨年度も町大型バスとスクールバスを併用しておりましたので、今年度も同様に行う予定です。

2点目、交通事故防止や熱中症対策など、子どもの安全を考えたスクールバスの中学生利用は可能かについてですが、中学生の自転車通学には危険を伴う反面、様々なメリットもあると考えています。

一つは、日本の法律に位置付けられた軽車両として決められた交通ルールを遵守し、危険認知や回避行動を学ぶことが出来ることです。

二つ目は、バスや電車のように時間に制約がなく小回りも利くので、自らが判断、選択しやすく、主体的に行動する自立心にもつながります。

三つ目として、毎日自転車通学をすることは定期的な運動となり、日々の積み重ねは、昨今問題となっている子どもたちの体力低下の改善にもつながると考えられます。

また、中学校では、安全な登下校のため危険回避や交通ルールを学ぶ機会として、毎年新入生を対象にした交通安全教室、昨年度はより実践的なスタントマンによる交通事故の再現、スケアード・ストレイトも実施し、交通安全教育に努めております。

しかしながら、2022年に大きく報道されました自転車の原則車道通行や、2023年に発生した中学生の帰宅途中の熱中症死亡事故、昨今の異常気象による災害などを考えますと、理想論ばかり言っても始まりません。

そこには当然、予算が絡んで参りますが、現在スクールバスを運行している小学校から中学校の生徒や保護者、教員などの意見を参考に、将来の子どもたちにとって何がよいのか、総合的に判断していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 4番。

まず、1点目のプールの授業に関してのバスのほうに関しては、スクールバスを使って対応出来るということなので承知いたしました。

二つ目、中学校のスクールバスの利用についてですが、先程教育長がおっしゃったとおり様々ないい面もあると思うんですが、現実的に例えば1年生が多いと聞いていますが、長距離を通学するときに転んでけがをしたなんて話も、今年度も聞こえてきています。

また、先程交通安全のところについて松島議員も質問なさっていましたが、車道を通ることが現実的に難しいような場所も町内に存在していると思います。また、有害鳥獣なんかも、夕方暗くなると出て来ますし、これから部活動が外部委託になって来ると、活動する場所がもしかしたら変わってくるので、それに伴う自転車の移動とかもあるのかもしれませんが、そこはそこまで見るのは難しいとは思いますが、今の現状で例えば朝だけ、もしくは帰りだけ、分かりませんが、瑞沢地区または川島、うぐいす里方面の定員の余裕というものはあるものなのでしょうか。分かればお答えください。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫議員のご質問は、今現在動かしている小学校のスクールバスに中学生の一部でも乗せられないかというご提案でしょうか。

小学校のスクールバスについては、定員ぴったりではありませんので、方面によっては幾分、何人かの枠はあると思います。

ただ、そこで先程も言いましたが、小学校や何かと相談してと言ったのは、小学校と中学校の生活の時間帯が違うので、それに対してそのバスで対応出来るかどうかというようなところも検討したほうがいいかなと。

朝は乗せられたけれども、帰りはもう知らないよというわけにはなかなかいかないもので、そうなるとなかなか難しい点も出てくるかなということで、色々総合的に判断してというのはそういうようなところで、出来るか、出来ないかの検討を進めていきたいというようなところであります。

あと、希望の人たちも聞かなければなりませんし、いろんなことが絡んでくるので、単純

にいいですよ、いけませんよというわけには、今のままではちょっと難しいかなと。ただ、席は幾つかまだ、乗せる余裕はあるというところはお答えしておきます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 4番。

総合的に判断するという事なので、理解しました。

瑞沢方面に関しては、先程も話題に上がりましたが、どんどん子どもも減ってきていると思います。そこがバスがいっぱいになるようになれば、それはそれでいいことなんだとは思いますが、その辺も含めて、子どもたちのためによりよい方向に頑張っていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、4番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（麻生安夫君） 次に、6番、久我眞澄議員の発言を許します。

その前に、久我眞澄議員から質問に関するパネルの使用の申出がありましたので、これを許可いたしました。ご了承ください。

6番、久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） それでは、6番、私より質問の内容についてご説明いたします。

まず、質問は3項に分かれておりますが、第1項の今後の農業について、そして第2項目めの交通システムについて、この二つはこれからの日本というよりも、睦沢町の5年、10年後を占う上で大変重要な問題だと思って今回、取り上げております。

まず、第1項目めなんですけど、近年、地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化の中で世界の食糧事情は厳しさを増しております。国の安全保障の根幹は農業であることが明白になってきつつあります。

そして、先日、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法が、制定以来25年ぶりに改正されました。食料・農業・農村基本法というのは、食料は農業で、農業は農村で成り立つ、つまり農村の大事さを表しているものと理解しております。

さて、25年ぶりに改正されましたがこの間、農業従事者の減少と高齢化などにより農業生産基盤の弱体化が進み、農村の中には集落機能の維持さえ懸念されるようになりました。集落機能の維持がなくなるということは、農村の消滅を意味します。当然、食料の厳しさは一

層増すということになります。

そんな状況の中で改正基本法、この基本法には食料安全保障の確保、2番目に食料供給能力の維持向上、食料供給に必要な合理的価格の合意、4番目に農業構造は、効率的かつ安定的な経営を営む者以外の多様な農業者が地域社会に果たす役割の重要性を認識することなどとされております。

それでは、質問の要旨の中に入ります。

まず、今回の質問の要旨の第1点目、先般の農地利用意向調査アンケートの状況について伺います。

多様な圃場で多様な方々がどのような意向を持っているのか、大変興味があります。これからの先々を考える上でも大変参考になりますので、どのような意向を持っているか、また町としてはその意向に対してどのように判断し、どのように農業に対し向き合うのか、その辺をお示しいただければと思います。

2番目に、農業基本法の改正案が先月末、可決されました。今後、町が目指す経営体の在り方を伺います。基本法の理念に沿った国・県の施策、補助金の活用を促す、あるいは町独自の施策を検討するなど、この辺の考え方を伺います。

3番目に、定年退職者、帰農者、2拠点居住者などの方々への支援について伺います。

現在、私どもの地区では稲作農業の大半は定年退職者であり、他には自営業者などの半農半Xが主たる農業者となっております。主たるとはいえ、ほぼ全員が半農半Xという状況で上市場の農業は成り立っております。

では、次に質問事項2番目、交通システムについて伺います。

人口減少、高齢化の進む地域社会では、既存の民間バス路線に加えて、多様な補完手段の検討が必要となると考えております。これについて町のお考えを伺います。

質問の要旨、1点目として、高齢者等の町内外の移動手段は十分と思われませんか。2点目として、新たな移動手段を構築する場合の制約、障害はありますか。3番目として、近隣市町村や車両運行施設と連携した交通システムは可能ですか。4番目として、タクシー利用などの助成は検討出来ますか。以上、4点について伺います。

そして、質問事項の3点目、ふるさと納税の活用について伺います。

まず、返礼品として、先に質問した多様な半農半X生産者が提供する地域支援米、1等米保証の玄米30キロで出すことを考えておりますが、この辺は返礼品として受入れ可能でしょうか。2番目に、交通システムからはタクシー券を返礼品として提供する、これも可能でし

ようか。その2点について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、久我真澄議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、1、今後の農業についてをお答えをいたします。

1点目、先般の農地利用意向調査の状況はについてでございますが、町は昨年度末に、地域農業の将来像を描く地域計画の策定に向け、町内に農地をお持ちの方全員を対象に、農業者の年齢や後継者の有無、将来の耕作意向等の現状を把握するためアンケート調査を行いました。その集計結果について、主立った項目のみを回答させていただきます。

まず、今回のアンケートにおいて447名からの回答をいただいた中で、農業を営んでいる方の年齢については、70歳以上から80歳未満の方が一番多く44.0%、次いで80歳以上の方が23.9%となっており、町の農業者が高齢化になっている結果でありました。

次に、その方々の今後農地を引き継ぐ後継者の有無については、「後継者がいない」もしくは「未定」の割合が81.2%で、「後継者がいる」を大きく上回ったところでございます。

次に、10年後の農業経営の展望についての問いでは、「今後は農業を行わない」との回答が一番多く31.2%、次いで「農地全てを貸出する、もしくは売却する」が24.1%、「規模を縮小する」の6.2%を合わせ、全体の61.5%の方が今後、農業を離農・縮小する考えであることが分かりました。また、その方々が何年以内に離農・縮小するかについては、「5年以内」が55.6%と半数を超える回答でありました。

このように、アンケート調査からは、我が町の農業も全国的な傾向と同様に、農業者の高齢化や担い手不足が進み、農業継続や農地維持の抱える課題が改めて浮き彫りになったところでございます。

以上がアンケートの結果でございます。

次に、2点目にご質問のありました、町が目指す農業経営体の在り方についてはお答えをいたします。

先程、議員お示しのとおり、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法が、近年における世界の食料需給の変化や地球温暖化の進行、農業人口の急激な減少といった情勢変化を踏まえ、四半世紀ぶりに改正が行われたところでございます。

これまでの基本法の下では、農業の持続的な発展のため、効率的かつ安定的な農業経営を目標に掲げ、大規模経営や法人化を進めながらも、今回の改正により農業の多様な担い手の

確保、すなわち議員おっしゃるとおり、半農半Xやマルチワーク（複業）といった多様な働き方をする人々が果たす役割も追加で明記をされたところでございます。

こうした状況を踏まえ、町の目指す農業の経営体は、基本的には国が示しているとおおり、地域の集落ごとに担い手経営体をつくり、生産性の高い農業が出来るように農地の集積・集約などの環境を整備する一方、地域コミュニティや環境保全の面で重要な役割を果たす兼業農家や定年帰農者、半農半Xなどの多様な担い手と、双方で効率的かつ安定的な農業経営が存続出来る姿を目指すべきではないかと考えているところでございます。

最後に3点目、定年退職者、帰農者、2拠点居住者などへの農業支援はについてのご質問であります。町の農業者の多くは1ヘクタール未満の兼業農家や定年帰農者等（いわゆる小規模・家族農業）であり、農業者数の約9割を占めております。その小規模・家族農業においても、町には地域コミュニティの維持や農村環境を保全していく上で欠かすことの出来ない存在であります。

そこで、町では前年度から、小規模農業者にも農業用機械等の購入補助を受けやすくするため要綱の一部を改定し、対象者のハードルを下げたところでございます。その結果、例年を上回る申請件数と相談が来ている状況であります。

また、近年の社会情勢等により、肥料、資材等の価格高騰は高止まり、厳しい経営環境が続いて参りますので、昨年度に引き続き、肥料等価格高騰緊急対策支援事業を実施し、肥料や飼料の購入費に対しての支援を行ったところであります。

繰り返しになりますが、農業は食料を生産する役割だけではなく、地域の多面的機能の維持、さらには魅力ある地域づくりにもつながっていく重要な役割を果たしているわけですので、町といたしましても、多様な担い手が安心して農業に打ち込めるような農業施策を検討して参りたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2、交通システムについてお答えをいたします。

1点目の、高齢者等の町内外への移動手段は現状で十分かでございますが、本町で行っております高齢者に対する移動関連の事業は、福祉タクシー事業や路線バス利用促進事業があります。福祉タクシーについては、全ての高齢者が利用出来るわけではありませんが、路線バス利用促進事業については、町民であれば誰でも利用出来ます。

高齢者等の移動手段として、特に移動に支障がある方については、福祉タクシーの利用で移動手段を担保していると理解しておりますし、近隣自治体と比べましても手厚いものであると認識をしているところでございます。

次に2点目、新たな移動手段を構築する場合の制約、障害はについてであります。新たな移動手段を構築するときについては、例えば路線バスの廃止や人手不足によるタクシーの減少などがあった場合に考えられます。その際には、特に移動に支障のある方の足を確保する必要がありますことから、まずそうした方々のニーズを把握し、ニーズに合った移動サービスを検討することとなります。

制約、障害については、サービスごとに異なりますことから一概に申し上げられませんが、その移動サービスに必要な手続を踏むこととなります。

次に、3点目の近隣市町村や車両運行施設と連携した交通システムはについてですが、近隣市町村との連携とのことですが、検討が必要である場合には近隣市町村と連携を取り、進めて参りたいと考えております。

また、車両運行施設との連携ということですが、これはデイサービス施設への通所などの車両を使用している施設での空き時間の活用のことかと思いますが、色々な施設等で利用者などの送迎のために車両を使用しておりますが、仮に空き時間で利用となりますとかなり限定的なサービスとなることから、具体的な利用は難しい、厳しいのかなと考えているところでございます。

最後に、4点目のタクシー利用などの助成はについてであります。先程も申し上げましたが、特に移動に支障のある方については福祉タクシー事業で助成をしております。それ以外の方という質問であると思いますが、ご自分で移動出来る方や、ご家族などによって移動の協力を得られる方については、タクシー利用の助成は今のところ検討しておりません。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3、ふるさと納税についてお答えをいたします。

まず、定年退職者、帰農者、2拠点居住者の方々が作った生産物を返礼品として提供出来るかとの質問であります。ふるさと納税の返礼品については、返礼品の量や原価等を報告の上、国に認めてもらう必要がありますので、内容が妥当なものであれば提供が出来るということでございます。

次に、タクシー券ということですが、本町内にはタクシー事業所がありませんので、そちらをふるさと納税の返礼品とすることは、本制度の趣旨に合致するものであるとは言えません。また、福祉タクシー券ということであれば、当該事業は交通弱者のための本町の福祉事業であり、当然、ふるさと納税制度の趣旨に合致したものではありません。使用者を限定するとしたとしても、返礼品にはそぐわないと考えております。

しかしながら、この考え方というのは本当に地域のことを思った、ふるさと納税の裏返しの部分での考えなんだろうなと思うところでもありますので、残念ながら現段階ではちょっと使用は出来ないですけども、考え方としてはとてもいいな、有効だなと思っているところでございます。

以上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、質問事項の農業についてということで、2回目の質問をいたします。

まず、1点目のアンケート調査です。農地利用意向の調査アンケートの状況の結果ですが、やはり記載以上の落ち込みになっていると改めて認識いたしました。

このことは、今、農業が落ち込んでいった理由というのは、要は日本は車や半導体、ICチップ、そういうものを安く生産し、それでお金を稼いで、米は幾らでも買えるんじゃないかという前提の政策を取って来た、そのなれの果てが現状だと思います。要は、農村でやることがなくなってきた。みんな子どもたちは都会に出ていく。つまり、一極集中の始まりでもありました。

まだ今残っている農村の中で、さらに集落機能の維持が困難になるということは、2回目の一極集中が始まっているということだと考えます。

つまり、子どもたちが農業に見向きもしない、農業では自分たちの生活が成り立たない、これを一番よく肌で感じている。また、親のほうも子どもたちだけにはやらせたくない、そういう思いが強い。そんなような状況が生まれているかと思えます。

しかるに、睦沢町ではその辺のなりわい、これまでの何十年や何百年のなりわいの中で米を営々と作って、それで平和な暮らしの中で生活を続けてきた。文化もその中で生まれてきた。そういうものがここに来て一挙に崩れ去っていく、そういう思いがいたします。

質問の要旨のほうにちょっとまた入りますけれども、この中で町長の回答の中では、町として多様な農業者にも補助はして、今、大変活用されてきているということで、これは大変ありがたいことだし、参考になる話でございます。

しかしながら、私、隣町、一宮町のやはり農業支援の内容のパンフレットを入手したんですけども、それは対象者が非常に広い。すみません。耕作面積等で条件がはまるわけでもない、認定農業者にならなければならないとかそういう話でもない。要は3軒以上で組織する生産組織であればオーケーというような内容で大変対象者が広く、また対象経費のほうも

水稲、露地野菜、園芸、スマート農業と幅広くやっています、補助率も対象経費の3分の1以内、上限が150万円、私どもの睦沢町は20万円でしたか、とは大分差が出ております。

また、県や国の補助金を活用する場合にも、その活用した県・国の補助金の分を差し引いた3分の1以内、これも結構な額になって上限が150万円以内、そのように大変使いやすい、さらに毎年このようなものが補助されれば何とかなるのかなという位の補助金を出しております。

今回の一宮町の補助金は令和7年2月までということで書かれていますけれども、このような補助を出す、この位の気構えでやっていかないと、とてもじゃないがこの町の農業は崩壊していく。残る大規模農業に注力し、それが成功していった方々については生き残る可能性は十分あると思いますけれども、その他の半農半Xでやっていこうと、定年になったら睦沢に戻ってこようと、子どもたちも勤め先が、いずれは年老いた親たちの面倒を見ながら生活出来ると、そんな生活が望めるようなものとなるかと思います。

いずれにしても、もうちょっとその辺は何とか考えないと、今、食料・農業・農村基本法、この基本法にのっかってやっていると、とてもじゃないけれども追いつかない。

先程、冒頭に申し上げました基本法の中で食料安全保障の確保、これは農業をやる者にとってはあまり関係のない、もうかる、もうからないに対してもあまり関係ないことです。

そして、食料供給能力の維持向上、これも半農半X程度の農家も対象にはしても、お金の無駄遣いということになってしまうでしょう。

そして、3番目の食料供給に必要な合理的価格の合意、要するに価格はあなた任せで価格を上げなくちゃいけないと言っているだけの内容になっています。

さらに4番目、農業構造が効率的かつ安定的な経営を営む者以外の多様な農業者が地域社会に果たす役割の重要性を認識すること、認識することということは、何も手を打たなくてそう理解していなさいということで、そう解釈するしかない。そのような内容ですので、今後の国・県の方針に従っていただけでは我が町の農業はやっていけないということで、何とかして欲しいということが1番目です。

これで、質問の1項めの2回目の質問を終わります。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

補助のことについては、先程も答弁させていただいたとおり、その状況、環境を見ながら

なるべく幅広く、半農半X、家族農家の方も使えるようなところで要綱を変えていく、その環境に合ったものに変えていくというスタンスを取っていきたいと思っています。

それと、先程ちょっと一宮町と睦沢町の比較をされていたんですけども、ちょっと認識の違いがあるかと思しますので、そこら辺、担当課から今の現状の補助の部分を少し補足説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） それでは、命により睦沢町の機械の補助についてご説明させていただきます。

うちのほうの補助要綱によりまして、あらゆる農業者、全ての方を均等にするわけではなく、条件により補助金の率も変えてございます。

まず、認定、中心経営体になられた方、そしてそれ以外の方ということで大分類で分けまして、あとは農地の面積により1ヘクタールから5ヘクタール未満、上が20ヘクタール以上の方で、30万円から基本額を300万円まで振り分けてございます。

そして、さらに上乘せということで、うちの直売所へ出荷した方にはさらに上乘せ、そしてふるさと納税の返礼品を出された方にもさらに上乘せをしておりますので、面積、小規模の方と大々的にやっている方で、ちょっと差別化というか、図って補助をしているような状況になります。

以上になります。

○議長（麻生安夫君） 久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） 3回目の質問となります。

この中で、大規模でやっていく方々に対しては、国の方針としてさらに生産能力を上げて食料を確保するというような格好で進めていっている。補助金もそちらに、農場の集約だとか拡大に対して補助が出てくると。

ということはどういうことかといいますと、今、大規模に担ってやっている方々にはどんどん、生産能力の向上であるとか、食料の確保に対してもっとやりなさいよということが進んでいきます。しかしながら、それは安く、速く、効率よくやってようやく出来上がるものです。米の価格も、半農半Xの方々が作る米の価格とは雲泥の差、差が開くばかりになります。当然ですね。

片方では、米の価格を上げなさいと言っているにもかかわらず、大規模農家にどんどん投資していくということは、米の価格を下げなさい、いっぱい作りなさい、そういうことなん

です。矛盾しているんです、この辺は、政策として。

作る必要は当然あるんですけども、その辺は何らかの調整がないと、いわゆる農村での、睦沢町のようなところでの農家というのはついていけませんよということを改めて申し上げておきます。

効率よく生産拡大して、法人化して会社化して効率よく作っていきなさいという方向に対して、ちょっと疑問が残る。米価を上げなさいということとは相反する方向だということだけ申し上げておきまして、3回目のこの質問を終わります。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 農業の取組について役所が出来ること、また地元の農協さんであったりとか農業関係団体と手を組んでいかなければ出来ないこと、また地域全体のお米を食する方々の考え方が同じ方向を向かないといけないと思っております。

農業関係団体のほうにも、町のほうからもっと生産者がよくなるようにという何か連携のものをしたいと思えますし、かといえ地方、関東から離れた東北であったりとか九州に行ったら、農協さんたちがそこら辺をどんどんこうやって、こっちで役所がやっているようなことをどんどん団体がやっている。

やはりそこら辺が連携していかなければ、この今の現状は変わらないんだろうなと思いますので、そこら辺は役所として、役場として出来ること、また農業関係団体と連携をしなければいけないことをしっかり模索しながら進めていきたいと思っておりますので、町だけがそう思っているもなかなか進まない大きな問題でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、質問事項の2問目、交通システムについて2回目の質問を行います。

交通システムについては、これは全国的に従来の交通システムが成り立たなくなってきた状況、要するに人口減少等で成り立たなくなってきた状況を十分考慮して、これから先、どういうシステムがいいのかということ、やはり地域、広域の中で考えていかななくてはいけないなど。

先程の町長の回答の中にも、これから検討していきますというような話がありましたけれども、私なんかは団塊の世代でもう後先がない、もうすぐにでもやってくれないと困るとい

うような、せっぱ詰まった人たちがこれから増えてくると思います。

その中で、急にはこの交通システムは、頭の中で考えてすぐいいものが出るということではないと思っていますので、その辺は国交省と色々調整するとか、この辺の自治体とも話し合いながら国交省に、いろんな使い勝手のいい交通体系が築けるように支援を要請してもらおうとか、支援策を示してもらおうとか、そんなことをやりながら交通対策には臨んでいってくだらいいかなと思います。

あと、今、中山間地とか公共交通が貧弱な地域においては無償の、要するにボランティア団体による移動手段、これが非常に効率よく、また簡単に、そしてきめ細かく動ける。大きくつくっちゃうとなかなか大変なんですけれども、それがはやりと言っちゃなんですけれども、皆さん、そういうところで考えるようになってきているかと思います。

近隣で言えば、一つで言えば長柄町、長柄町なんかでも5か年の、公共交通をどうしようかという5か年計画で検討を始めていると。また、タクシーの送迎についても、既に福祉タクシー以外に、高齢者に対する支援をやるためのシステムを同時に動かしていくと。

長柄町は、睦沢と同じように鉄道もなければ交通も大変厳しいところ、人口も分散していますし、大変厳しいところなんですけど、交通の大事さというのを認識しているんでしょうね、その辺、大分進んでいますので、長柄町のそういうところも参考にしながらやっていけばいいんじゃないかなと思います。

長柄町に限らず、他の市町村においても県外においても、ここに一例持ってきましたけれども、藤枝市における新しい交通の仕組みづくり、こういうものも既にいろんなところで始まっている。すぐ始めて出来るものじゃないですね、これ、何年もかかって形を変え、工夫し、出来上がっていているということなんで、いきなり便利なものをつくろうなんて思わなくても結構だと思います。皆さんの話を聞きながら、私が使うまでには何とかいいものが出来上がって欲しいなど、そう思っています。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃるとおり、先程の松島議員のところもそうなんですけれども、本当に高齢化が進んだ中で、この睦沢町、山間、長南も含めて山の手、電車がなかったところについてはバスは減便され、そしてまた先程、ボランティアの運転の話もありましたけれども、これから雇用体系も定年が65から70になっていってと、今まで60歳で会社を終わった人たちが、地域のためにという動き方をしていた方々がどんどん雇用として、人材を取ら

れてしまうほうになっていくと思っています。

先々、多分、日本全国の中で山間部に特化したことではないですけども、デジタル的なバスの動きが始まっていると思います。今すぐデジタルがどうのということはないですけども、無人運転バス、色々、横芝光町でも始めていますし、そこら辺も先々を考えていかなければいけない時期に入っているなど思っております。

急に出来ることはないんですけども、限られた予算の中で、先程言った福祉タクシーであつたりとか有償運送事業であつたりとかそういったところで、本当に交通弱者の方のお支えはした中で、これから先、まだまだ増えるだろう交通弱者の方のことを考えながらやっていきたいと思っておりますので、議員おっしゃる考え方は十分理解しておりますので、またよその地域で何かいい取組があつたら是非教えていただきながら、この町も取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 丁寧な回答、ありがとうございます。

次に、質問事項の3点目のふるさと納税の活用についてということなのですが、これは先程回答いただいたとおりで、またこれは担当課のほうと色々相談しながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（麻生安夫君） 以上で、6番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時58分)

(休憩中議会運営委員会開催)

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） すみません、先程の久我議員の一般質問の農業について、一部答弁漏れがございましたので追加で説明させていただきます。

一宮町との農業機械の支援についての比較がございましたが、一宮町のほうの要綱を調べさせていただきまして、一宮町の補助対象者につきましては、認定新規就農者、そして認定農業者、そして3戸以上の農業者で組織する団体、農業を営む法人等が該当になっております。

本町におきましては、1ヘクタールの面積要件はあるんですけども、1戸以上の小規模、家庭菜園的なものも対象としておりますので、うちのほう、本町につきましても、今回要綱を変えて小規模まで支援を行っているということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（麻生安夫君） ただいま大塚課長の答弁でよろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（麻生安夫君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、田邊明佳委員長から報告願います。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） ご報告申し上げます。

先程の休憩中に正副議長室において、麻生議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件の意見書提出に関する発議案2件の取扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に関わる発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願いたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで追加日程議案を配付させます。

（追加日程配付）

○議長（麻生安夫君） 配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） それでは、会議を続けます。

◇ 三 橋 優 一 君

○議長（麻生安夫君） 一般質問の最後になりますけれども、2番の三橋優一議員の発言を許します。

三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） それでは、通告内容に沿って一般質問をさせていただきます。

大項目の1. 町制施行40周年記念事業を終えて。

①令和5年度は町制施行40周年記念事業として、記念式典を始め、ふるさとまつりや音楽フェスタ、防災フェアなど様々な事業、イベントを実施してきましたと思います。この1年を通して行われた記念事業の成果や課題などを伺います。

大項目の2といたしまして、k i tみずさわの利活用について。

①瑞沢小学校が2018年に閉校する前に、この小学校は地域にとって拠点であり、今後はこの施設を通して地域住民との交流を大切にしていきたいという話がありました。コロナの影響もありましたが、その後は世代間交流会、夕涼み会での利用や選挙の投票所として体育館を利用する位でした。最近では音楽フェスタ、音楽文化祭や、今年度からクーリングシェルター、指定暑熱避難施設として指定されたことにより交流や利用が増えつつありますが、今後どのような事業等で利活用していくのか伺います。

②といたしまして、k i tみずさわは災害時の広域避難場所にも指定されており、いざというときにも非常に重要な施設と考えます。クーリングシェルターの利用や様々な事業等で交流人口が増えれば、今以上に安心・安全な施設環境が求められることとなります。以前から心配されております裏山の崖の状況やイノシシ等による獣害などの状況を把握しているのか伺います。

1回目の質問を終了いたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、三橋優一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1. 町制施行40周年事業を終えてということではありますが、昨年度はむつぎわふるさとまつりを始めとする多くの町制施行40周年記念事業に、まずもってご協力いただきま

したことに對し、衷心より感謝を申し上げるところでございます。おかげさまをもちまして、睦沢町にとっても、町民の皆様にとっても素晴らしい、また感慨深い年度であったことを改めて実感しているところでございます。

ご質問の1年を通して行われた記念事業の成果や課題についてであります。まず、成果としては、数々の40周年記念事業を実施したことで、行政と町民とのつながりや、商工会や観光協会などの町内の各種団体、また、道の駅を始め総合運動公園やk i tみずさわなど、町内で活動する事業者などと、多くの関係団体等の協力や参加をいただいたことで、睦沢町民はもちろんのこと、町内外を問わず睦沢町に関わるあらゆる人たちとの交流が出来たことはとても素晴らしいことであり、そして、この人々とのつながりが今も未来も続く「いろいろな笑顔であふれるまち」の実現につながることを確信することが出来たところでございます。改めて人々のつながりがいかに大切であるかを実感させていただく40周年記念事業でございました。

なお、課題という点では幾つか例を挙げますと、むつざわふるさとまつりではみこしの休憩時間が長過ぎるという声があったほか、みこしの搬入に当たっては一般車両の通行への配慮に課題が残りました。音楽フェスタでは、車で来場する方への対応に課題がありました。防災フェアでは当日が雨天であったため、会場内の移動等が若干の手違いが生じました。また、イベントの周知方法にも課題が残ったところでございます。その他、様々な行事、イベントを行いました。それぞれのイベントにおいて、それぞれの課題があったことは事実でございます。

また、本年度になり4月14日開催のみどりの広場誕生祭において、参加いただいた団体や個人の方などは、40周年記念事業のイベントなどでつながりを持った中で誕生祭にも参加をしていただいたところでございます。また、先程の反省点などにも配慮しながら誕生祭を実施させていただいたところでございます。

結果として、多くの町民を始め近隣市町村の方にもイベントに参加していただくことが出来て、本年度初めてのイベントとしては盛大に開催出来たことをここにご報告をさせていただくところでございます。早速40周年記念事業の成果を生かしたイベントになったものと職員とも共有出来たところでございます。

40周年記念事業の成果や課題、反省点などは今後の行事やイベントに反映させていただきまますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたすところでございます。

続きまして、2. k i tみずさわの利活用についてお答えをいたします。

k i tみずさわは、平成30年4月1日から令和15年3月31日までの15年間、旧瑞沢小学校の建物等を利活用し、町の発展及び地域の活性化に資する事業展開を前提に、事業者へ無償貸与しておるところでございます。昨年度については音楽文化祭と瑞沢地区社会福祉協議会主催の世代間交流会を町制施行40周年記念事業として実施をしたところでもございます。また、本年4月からはクーリングシェルターとして指定をし、住民の安心・安全を図っておるところでございます。

1点目の今後はどのような事業等で利活用していくかのご質問でございますが、令和6年度は9月に防災士会による防災フェアや11月頃にk i tみずさわ音楽文化祭を予定しているとのことでありますので、今後も瑞沢地区の地域コミュニティの拠点となるよう、事業者等も連絡を取り合って進めていきたいと考えております。

続いて、2点目の交流人口などが増え、より安心・安全な施設環境が求められると思うが、裏山の崖の状況やイノシシ等による獣害などの状況は把握しているのかについてでございますが、k i tみずさわに隣接する山については急傾斜地に指定されており、既に県より治山工事が行われております。台風のときなど泥水の流入等はあるようではありますが、土砂などの崩落は確認をしておりません。

また、イノシシなどの鳥獣被害については、事業者を確認したところ、花壇が荒らされるなどの被害が頻繁に発生しているとのことであります。今のところ利用者への被害は出ておりませんが、利用者には小さなお子様もいることから、使用している事業者とも情報共有をして、十分注意をして参りたいと考えているところでございます。

なお、k i tみずさわの周辺の山林などには7箇所の箱わなが設置されており、獣害の軽減を期待しているところでございます。ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） 40周年の記念事業、1年間通して大変お疲れさまでございました。記念事業を終えてということで、2回目の質問に入らせていただきます。

令和6年度第1回議会定例会の冒頭、町長は「私は常々、この40周年の記念の年を記念行事のみで終わらせるのではなく、この年が出発点だった、ここからスタートさせた、あるいは変わっていったという節目の年にしたいと思っていました。今後、予算を伴う伴わないにかかわらず、そういった新たな取組が町民の皆様に見える化するように令和5年度末をしっかりと締めくくり、新しい年度に進んで参りたいと思います」と挨拶をされておりました。

新しい方向性や取組などがあれば伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

私としましては、以前から申し上げておりますとおり、議員おっしゃったとおり、町制施行40周年の年は睦沢町を再度ここからスタートさせる年度であったと思っております。この気持ちには変わりはありません。

そして新しい年度、令和6年度に進んできたわけですが、私は町民の皆様の笑顔を第一に考え、未来への新しい道をつくっていきたい、そう考えているところでございます。そういった考えの中で、まず、子育て、教育の充実のために、子どもが安心して遊び、学べる居場所づくりの一環として学校建設を推進して参ります。

また、自主防災組織の強化のための支援体制の充実など、暮らしに直結する事業、そして農、商、工の活性化や町民の健康づくりについても積極的に進めて参りたいと考えておりますので、皆様方のご支援により2期目の町政を担わせていただくことが出来ましたならば、信念を持って睦沢町の笑顔を守って参る所存でございます。

スタートの年で、10年後にあの年から変わったなど言ってもらえるように、まい進して参る所存でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） ありがとうございます。

それでは、k i tみずさわの2回目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

①のほうは、行事等のほうは理解したところでございます。

②のほうで、周辺環境のほうは理解したところでありますが、先程もおっしゃったとおり、k i tみずさわは指定管理の契約ではなくて、15年の無償の使用貸借契約と伺いました。それで建物内や外壁などの保守点検、修繕の必要があれば、向こうの管理側で行っていると思うんですが、建物自体は町が所有するものだというので、大規模修繕があった場合の互いの負担の割合ですとか、修繕前の相談があるのか、修繕後の報告がどのような形でされるのか、町がどのように管理体制に関わっているのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 当該使用貸借契約において、修繕等の費用負担については規定はして

おりませんが、事業提案の募集要項には事業者の費用負担についての規定が設けてありました。それによれば、契約に要する費用から維持管理、故障の修繕費用、立木等の撤去、移転経費から原状回復に至るまでの事業者の費用負担としておるところでございます。

町といたしましても修繕費の費用負担については想定していないところであります。しかしながら、当該物件の構造等に瑕疵があれば、その部分については負担が発生することはあるかと理解しておるところでございます。

昨年、一昨年にもキュービクルの件があったんですけども、本来であれば事業者が修繕をするところであります。そのキュービクルについては、そこがダウンしてしまうと周辺の住民にも影響が及ぶ可能性があるというような案件でありましたので、そこは町がしっかりと負担をするということで、議会にもお諮りをさせていただいたところであります。

でありますので、一般としては事業者がそこら辺は全てやるということになっております。以上であります。

○議長（麻生安夫君） いいですか。

それでは、以上で一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 次に、日程第6、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきますので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

議案審議資料の1ページをご覧ください。

主な改正内容として、個人住民税で2点でございます。

1点目につきましては、定額減税関係です。

これはデフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施するものです。具体的には、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の者を対象として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する規定を設けるものとなります。

なお、令和7年度分の個人住民税においては、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えて、かつ配偶者の合計所得が48万円以下のものである同一生計配偶者を有する者について1万円を所得割額から控除することとなっています。

なお、この定額減税による個人住民税所得割の減収分については、地方特例交付金として全額国費で補填されることとなっています。

2点目につきましては、能登半島地震改正法関係です。

これは今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが出来る特例を設けるものとなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原重光議員。

○10番（市原重光君） 市原でございます。

ちょっと今の説明を聞いた中で、この該当する人たち、睦沢町で何人位いるんですか。

○議長（麻生安夫君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

睦沢町での該当ということでございますが、概算、おおよそですが、おおよそ5,000人を見込んでおります。当初予算段階ですけれども、当初予算の段階で5,000人を見込み、減収が3,000万円をおおよそ見込んでおります。その同額を地方特例交付金で計上してございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第7、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和6年3月31日に公布されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

議案審議資料33ページをご覧ください。

本改正における国民健康保険税の賦課限度額の改正につきましては、全国的に見て、基礎分、支援分、介護分の合計の限度額超過世帯割合が引上げ前において1.4%台となっている一方、支援分の限度額超過世帯割合が唯一2%を超え、前年と比較して大幅に増加しており、基礎分などとのばらつきが拡大していることから、支援分の引上げが必要と判断され、支援分の限度額が1世帯につき22万円から24万円に増額されたことによるものです。

また、軽減判定所得の基準額の見直しにつきましては、物価上昇の影響で応益分、いわゆる均等割、平等割の軽減が縮小しないよう、軽減判定所得で世帯人数に乗じる額を5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正が行われたことによるものです。これにより軽減対象者の幅が広がりました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 今回の上限額に当たる世帯の年収は幾ら位になりますか。また、どれ位の方がその対象になりますか。それとともに2割軽減、5割軽減の対象となる世帯はどの位ありますか。

○議長（麻生安夫君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） それでは、松島議員のご質問にお答えします。

今回の後期高齢者支援分の限度額に当たる世帯の年収につきましてでございますが、モデルケースとしまして40歳代の夫婦と子ども2人というモデルケースで考えますと、その世帯収入を夫のみで考えますと、年収にしまして1,060万円以上、所得にしますと866万円以上の方が今回の限度額の対象となります。

また、もう一つの高齢者支援限度額に当たる世帯数につきましてですが、限度額により影響を受ける世帯は8世帯、金額にしますと16万円の増を見込んでおります。

5割、2割軽減につきましてですが、まず、5割軽減につきましては、5割軽減の医療分と支援分につきましては前年度から3世帯増の139世帯です。介護分につきましては1世帯増の57世帯を見込んでおります。2割軽減につきましては、医療分、支援分は前年度から4世帯増の164世帯、介護分は3世帯増の50世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 国の賦課限度額超過額の世帯の割合を全体で1.5%に近づけるように段階的に引き上げていくということですが、現在の睦沢町で超過世帯というのは何%位いらっしゃるのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） それではお答えさせていただきます。

国の賦課限度額超過世帯の割合1.5%に近づくというのは、国のほうが示す割合につきましては国全体のものでございます。資産税率につきましては平均値を取っておりますので、それぞれの市町村で税率は違うので、必ずしも1.5%に近づくということではないんですが、本町におきましては、限度超過支援分につきましては0.8%でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

原案に反対者の討論を伺います。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 本案に反対の立場から討論させていただきます。

賦課限度額の引上げについては、高額所得者の応分の負担をお願いすることで低所得者の負担を少しでも軽減するために行うことだと思います。しかし、物価は上がり、きっと私はどういふ方がこの対象になっているかということは個人情報なので分かりませんが、自営業者とか農家の方ではないかというふうに私は想像するわけです。そうした場合に、資材など様々なものが上がって、その方々も1,000万円前後というのは様々な負担感が高まるラインだと思うので、大変な思いをしているんじゃないかなというふうに思います。

雇主負担のない国民健康保険は、全国知事会でも求めているように、国が補助を増額して国保税の負担を軽減すべきだと私は考えます。是非郡内の自治体でも一緒に補助金増額を求めていただくことを要望して、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 他に賛成者の討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ございませんか。

それでは、討論をこれで終わりにします。

お諮りいたします。

採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第8、承認第3号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本件について提案理由の説明を求めます。

秦福祉課長。

○福祉課長(秦悦子君) 承認第3号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が令和6年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月29日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご

承認いただくものです。

本条例は、重度心身障害者（児）またはその保護者に対し、自己負担分の医療費の助成を目的として定めており、本条例が準拠しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令で定める支給決定に係る基準額及び負担上限の経過的措置が今回さらに3年間延長されることに伴い、本条例の附則で定める適用の期限を令和9年3月31日までに改めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第9、議案第1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件について提案理由の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正及び町の独自利用事務の追加を行うものです。

改正の内容については、法改正に伴い、法の別表第2が廃止され、これまで法別表第2で定められていた特定個人情報の照会及び提供を行うことが出来る者並びに情報の項目について主務省令で定めることとされたため、用語の定義を追加し、また新たな用語に改めるものでございます。

あわせて、第4条関係別表第1に法第9条第2項、つまり個人番号が目的内利用される地方事務、独自利用事務になりますが、これに睦沢町高校生等医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務、別表第2に事務処理するために必要となる受給資格等の審査に係る特定個人情報を加え、個人番号を利用した情報連携や庁内連携が行えるようにするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 上位法令が変わったことによるものだそうですが、これは頻繁に利用されるような性質のものかどうか、それだけお答えくだされば。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） お答えさせていただきます。

マイナンバーのことなんですけれども、今のところは頻繁に使われているということはないんですけれども、これからは使うということになると思います。

それで、この上位法令が変わったということで、今までのことに加えてプラスアルファということになっております。例えば医師とか保育士、税理士、あるいは建築士などの約80の国家資格などがマイナンバーの利用事務に追加されているということで、それについてはデジタル庁のほうでまたシステム整備を進めていくということですが、そうしますと資格者の手続をマイナポータルから可能にして、添付書類などの省略が出来るということになると思いますので、これからの利用ということが多くなると思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑ありますか。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） これは希望者ですか。それとも、希望なされない方も必然的にそうなるということでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 希望者というよりは、マイナンバーを使った者ということなので、マイナンバーを使って照会とか何かが出来るということなので、マイナンバーを使わなければこれはないということになります。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第10、議案第2号 睦沢町浄化槽維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第2号 睦沢町浄化槽維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、今年度から農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を公営企業会計に移行したことに伴い、睦沢町農業集落排水事業特別会計は廃止されましたので、第2条及び第4条中に明記されております農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を一般会計歳入歳出予算に改めるものです。

また、第5条において基金の全部または一部を処分することが出来る施設から睦沢町特定地域合併処理浄化槽を削除し、これまで明記されていなかったむつみニュータウン及び榊団地、長者団地の浄化槽及び附帯施設を新たに加えるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町浄化槽維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正

する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第11、議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秦福祉課長。

○福祉課長(秦悦子君) 議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、家庭的な雰囲気です少数を対象にきめ細やかな保育を提供する家庭的保育事業等の実施に当たっての運営基準を規定しております。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、小規模保育施設事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されることから、本条例の一部を改正するものです。

なお、本町には現在該当する施設はございません。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長(麻生安夫君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第12、議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本件について提案理由の説明を求めます。

秦福祉課長。

○福祉課長(秦悦子君) 議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、町が子育てのための施設型給付の対象とする認定こども園などの特定教育・保育施設及び地域における多様なニーズにきめ細かく保育を提供する特定地域型保育事業についての運営基準を規定しております。

本改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等における書面等の作成、保存等並びに当該事業者等から保護者等への説明のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されるものについて、電磁的方法による対応を認める包括的な規定が設けられたことに伴う所要の整備を行うため、本条例の一部を改正する

ものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないですね。ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第13、議案第5号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 議案第5号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、7,366万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億7,766万9,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたします。

2款1項3目財政管理費につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和5年度計画分の精算に伴い、国庫負担金の返還金を追加いたしました。

6目企画費では、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅27号棟及び29号棟の退去に伴う敷金2件分の償還、併せて5目財産管理費で2号棟、27号棟及び29号棟の入居による敷金3件分の基金への積立てを行います。

9目交通安全対策費では、自転車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車ヘルメット購入補助金を追加しました。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、法改正に伴う戸籍情報システムの改修経費を追加いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費では、低所得者支援として令和6年度新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯に1世帯当たり10万円の給付を行います。また、定額減税し切れないと見込まれる方に、最大で4万円を給付するための経費を追加しました。

2項2目児童措置費では、令和6年度、新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯への加算分として、18歳以下の子どもがいる世帯に子ども1人当たり5万円を給付するための経費を追加いたしました。

4款1項1目保健衛生総務費では、熱中症特別警戒アラート発令時に設置するクーリングシェルター4箇所分の経費を追加しました。

2目予防費は、秋から新型コロナワクチン接種が65歳以上の定期接種となることから、接種体制を確保するための経費を追加しました。

5款1項4目農地費では、予定している大上排水路工事の次年度分の一部を前倒しで実施出来ることになったことにより、工事費を増額いたしました。

2項1目林業振興費では、妙楽寺ふるさとの森に設置してあるトイレ浄化槽の放流管が根詰まりしたため、修繕費分の委託料を増額いたしました。

9款1項2目事務局費では、7月から中学校男子バレー部がクラブチーム化を目指し、従来の土曜日の活動に加え、新たに平日の活動を始めることから委託料を増額しました。

4項1目こども園費では、給食で使用しているスチームコンベクションオーブンが故障したため、買換えの経費を追加いたしました。

歳入につきましては、国県支出金及び諸収入を特定財源に、一般財源は財政調整積立基金からの繰入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 衛生費の予防費のところですけども、コロナの予防接種のお金ですけども、どれ位、1人いくら位で何人分見込んでいるのか。ほかの予防接種の場合、接種率はどの位なのか。それでどの位予算立てしているのか、そこら辺も含めて教えていただければと思います。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、何人分見込んでいるかということですけども、今回、秋から始まるこのワクチン接種につきましては65歳以上の高齢者が対象となりますので、その高齢者のおよそ60%、1,800人ほどを見込んでおります。

なお、接種補助額といたしましては、今年度に関しては国の基金のほうから1回当たり8,300円助成がありますので、その8,300円に3,000円を加えた額を助成を予定しております。

なお、昨年度、高齢者のインフルエンザのワクチン接種等については接種率が62.3%でございました。また、昨年実施しました新型コロナの秋開始接種の、こちらの接種率につきましては高齢者の方が56.1%でございましたので、その間あたりを取りまして60%程度を見込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑はございませんか。

島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 11ページ、地域運動部活動推進事業委託料、バレーボールのクラブチーム化に関してなんですが、恐らく地域クラブ活動推進協議会でそういう方向が決まったと思うんですけども、女子バレー部もあると思うんですけども、なぜそちらがクラブチームにはならないのか。

また、再来年度から土日の部活というのが中学校から地域に切り離されると思うんですけども、その辺、ほかの部活動に関しては今の時点で何か方向性というのは見えているのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 宮崎課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません、島貫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、女子バレー部につきましては、まず男子バレー部のほうから始めてみて、その内容で女子バレー部もいけるといふことであれば女子バレーも含めるといふことなんです、まずはその男子バレーボール部のほうから、ちょっと試験的に始めていきたいというお話は伺っております。

休日の部活動について、今後新たに見込まれるものがあるかどうかというお話だったと思うんですが、私どもも推進協議会の中で、出来そうな部活動をちょっと今模索しているような状態なので、準備が出来次第、またそれを担ってくれる講師が見つかる団体、そういったところから順次進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） これから準備を進めるということなら承知しました。

クラブチームになると、今まで中学校の総体とか、7月、8月あると思うんですが、それの参加の仕方とかいうのは変わってくるのでしょうか。その辺、分かっているところがあればお願いします。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 今の段階では、まずは種目によって違います。種目によってクラブチームでも参加出来るものと、まだそこまで決まっていない種目とございまして、バレー部については地区の大会には出られるということが決まっているので、地域移行というか、クラブチーム化ということで今進めております。

なお、男子バレーについては女子よりも先になぜやるかというのと、もう一つの理由としましては、夏が終わると今度新チームになります、1、2年生の。そうすると人数が足りなくて、チームとして成立しないので、ほかの地区の子も入れて活動するということから、平日もクラブチーム化して、チームづくりのために人を集めるのも一つの要因になっております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） クラブチームの件、承知いたしました。ほかの部活に関しても今後進んでいくと思うんですが、生徒、保護者と教員に関して、働き方改革という意味で事業が進

んでいると思うんですが、その辺の理解と周知を進めていただければと思います。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑はございませんか。

中村 勇議員。

○9番（中村 勇君） こども園のことについてちょっとお伺いしますけれども、給食用の備品ということで書いてありますが、前に私がちらっと言ったことなのかなという想定の下に質問させていただきますけれども、備品が素直に設置出来る、構造物が邪魔になって入らないのか、そこら辺の支障はないのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、スチームコンベクションオープンは既にこども園、設置されております。今回の購入するものも同型のものになっています。だからスペース的には現在のところ問題はないという認識をしております。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 中村 勇議員。

○9番（中村 勇君） ありがとうございます。

設置してもらって子どもたちも喜ぶだろうと思いますので、ありがとうございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和6年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第14、議案第6号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を
求めることについてを議題といたします。

鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 大変恐れ入りますが、本議案は私ごとでございますので、退席させ
ていただきたいと思えます。

○議長（麻生安夫君） ただいま鵜澤教育長から退席の申出がありましたので、退席を許可し
ます。

（鵜澤 智教育長退席）

○議長（麻生安夫君） 職員に議案を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第6号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について、提案理由を申し上げます。

令和3年6月12日より、教育長として町教育行政の推進にご尽力をいただいております鵜澤
智氏の任期が令和6年6月11日で終了いたします。任期中、鵜澤 智氏は、睦沢町教育
振興基本計画に基づく園・小・中一貫教育の推進を図るとともに、教員の働き方改革として
学校部活動の地域移行など、各学校や保護者、また関係する団体とも協議を重ね、鋭意取り
組んでいるところでございます。

これらの取組は、これまでの経緯と経過が大変重要であることから、鵜澤 智氏を教育現
場における豊富な経験と実績、保護者や地域住民からの信頼など総合的見地からも適任と考
え、教育長として引き続き再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4
条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本件については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案に同意することに決定いたしました。

鵜澤教育長の着席を願います。

(鵜澤 智教育長着席)

○議長(麻生安夫君) 鵜澤教育長に申し上げます。

ただいまの教育長の任命については、全員の同意を得られましたことをお伝えいたします。

鵜澤教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長(鵜澤 智君) ご貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま田中町長のご推挙に対して議員の皆様のご理解をいただきまして、同意をいただいたということで大変ありがとうございます。

同意をいただきました上は、睦沢町のさらなる発展のために今までの経験を生かし、そしてまたさらに精進しまして、町の教育行政に全力で取り組んで参りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、議員の皆様におかれましては、今までに引き続きまして大所高所からのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております久我信子氏は、令和6年12月31日をもって任期満了となります。久我信子氏は、長年の教育現場での活動を通じ、その豊富な経験から人権擁護委員としてご活躍いただき、人格、識見高く、広く社会の実情に精通しており、人権擁護について深く理解のある方であります。

つきましては、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本件については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案による者を適当と認めることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適当とすることに決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（麻生安夫君） 日程第16、報告第1号 令和5年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（麻生安夫君） 日程第17、報告第2号 令和5年度陸沢町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について説明いたします。

義務教育費国庫負担制度は、教育の水準や機会均等を確保する基盤づくりのための制度です。また、地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。自治体の財政力の違いによって子どもたちが受ける教育水準に格差があらはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子どもたち

にきめ細やかな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要です。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 追加日程第2、発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提

出について説明いたします。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え育てるという重要な使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子どもたちの安全確保など課題は山積しております。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。また、地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠です。

よって、国における2025年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

本日議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、文字、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（麻生安夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時38分)